

現 行	改 定	摘要
1. 土木工事共通仕様書 昭和52年 4月1日 昭和55年 4月1日一部改定 昭和62年 4月1日一部改定 平成 6年 4月1日一部改定 平成 8年 7月1日一部改定 平成11年 4月1日一部改定 平成13年 4月1日一部改定 平成14年 9月1日一部改定 平成15年 4月1日一部改定 平成15年 9月1日一部改定 平成17年10月1日一部改正 平成18年10月1日一部改正 平成19年10月1日一部改正 平成20年 1月1日一部改正 平成20年 4月1日一部改正 平成21年 2月1日一部改正 平成21年10月1日一部改正 平成22年10月1日一部改正 平成24年 4月1日一部改正 平成24年10月1日一部改正 平成26年 4月1日一部改正 平成27年 4月1日一部改正 平成27年10月1日一部改正 平成28年10月1日一部改定 平成29年10月1日一部改定 平成30年10月1日一部改定 令和元年10月1日一部改定 令和 2年10月1日一部改定 令和 3年10月1日一部改定 令和 4年10月1日一部改定 令和 5年 1月1日一部改定 令和 5年10月1日一部改定 令和 6年 4月1日一部改定 令和 6年10月1日一部改定 令和 7年 4月1日一部改定	1. 土木工事共通仕様書 昭和52年 4月1日 昭和55年 4月1日一部改定 昭和62年 4月1日一部改定 平成 6年 4月1日一部改定 平成 8年 7月1日一部改定 平成11年 4月1日一部改定 平成13年 4月1日一部改定 平成14年 9月1日一部改定 平成15年 4月1日一部改定 平成15年 9月1日一部改定 平成17年10月1日一部改正 平成18年10月1日一部改正 平成19年10月1日一部改正 平成20年 1月1日一部改正 平成20年 4月1日一部改正 平成21年 2月1日一部改正 平成21年10月1日一部改正 平成22年10月1日一部改正 平成24年 4月1日一部改正 平成24年10月1日一部改正 平成26年 4月1日一部改正 平成27年 4月1日一部改正 平成27年10月1日一部改正 平成28年10月1日一部改定 平成29年10月1日一部改定 平成30年10月1日一部改定 令和元年10月1日一部改定 令和 2年10月1日一部改定 令和 3年10月1日一部改定 令和 4年10月1日一部改定 令和 5年 1月1日一部改定 令和 5年10月1日一部改定 令和 6年 4月1日一部改定 令和 6年10月1日一部改定 令和 7年 4月1日一部改定 令和 7年10月1日一部改定	

現 行	改 定	摘要
目 次 第1編 共 通 編..... 1-1 第1章 総 則 1-1 第1節 総 則..... 1-1 1-1-1-1 適 用..... 1-1 1-1-1-2 用語の定義..... 1-1 1-1-1-3 設計図書の照査等..... 1-5 1-1-1-4 ワンデーレスポンス..... 1-6 1-1-1-5 施工計画書..... 1-6 1-1-1-6 コリンズ (CORINS) への登録..... 1-7 1-1-1-7 監督員..... 1-7 1-1-1-8 工事用地等の使用..... 1-7 1-1-1-9 工事着手..... 1-8 1-1-1-10 工事の下請負..... 1-8 1-1-1-11 施工体制台帳..... 1-8 1-1-1-12 受注者相互の協力..... 1-9 1-1-1-13 調査・試験に対する協力..... 1-9 1-1-1-14 工事の一時中止..... 1-10 1-1-1-15 設計図書の変更..... 1-11 1-1-1-16 工期変更..... 1-11 1-1-1-17 支給材料及び貸与物件..... 1-11 1-1-1-18 工事現場発生品..... 1-12 1-1-1-19 建設副産物..... 1-12 1-1-1-20 工事完成図..... 1-14 1-1-1-21 工事完成検査..... 1-14 1-1-1-22 出来型検査..... 1-15 1-1-1-23 部分検査..... 1-15 1-1-1-24 部分使用..... 1-16 1-1-1-25 施工管理..... 1-16 1-1-1-26 履行報告..... 1-18 1-1-1-27 週休二日の対応..... 1-18 1-1-1-28 工事関係者に対する措置請求..... 1-18 1-1-1-29 工事中の安全確保..... 1-18	目 次 第1編 共 通 編..... 1-1 第1章 総 則 1-1 第1節 総 則..... 1-1 1-1-1-1 適 用..... 1-1 1-1-1-2 用語の定義..... 1-1 1-1-1-3 設計図書の照査等..... 1-5 1-1-1-4 ワンデーレスポンス..... 1-6 1-1-1-5 ウィークリースタンス..... 1-6 1-1-1-6 施工計画書..... 1-6 1-1-1-7 コリンズ (CORINS) への登録..... 1-7 1-1-1-8 監督員..... 1-7 1-1-1-9 工事用地等の使用..... 1-7 1-1-1-10 工事着手..... 1-8 1-1-1-11 工事の下請負..... 1-8 1-1-1-12 施工体制台帳..... 1-8 1-1-1-13 受注者相互の協力..... 1-9 1-1-1-14 調査・試験に対する協力..... 1-9 1-1-1-15 工事の一時中止..... 1-10 1-1-1-16 設計図書の変更..... 1-11 1-1-1-17 工期変更..... 1-11 1-1-1-18 支給材料及び貸与物件..... 1-12 1-1-1-19 工事現場発生品..... 1-12 1-1-1-20 建設副産物..... 1-13 1-1-1-21 工事完成図..... 1-14 1-1-1-22 工事完成検査..... 1-14 1-1-1-23 出来型検査..... 1-15 1-1-1-24 部分検査..... 1-15 1-1-1-25 部分使用..... 1-16 1-1-1-26 施工管理..... 1-16 1-1-1-27 履行報告..... 1-18 1-1-1-28 週休二日の対応..... 1-18 1-1-1-29 工事関係者に対する措置請求..... 1-18	

現 行	改 定	摘要
1-1-1-30 爆発及び火災の防止..... 1-20 1-1-1-31 後片付け..... 1-21 1-1-1-32 事故報告書..... 1-21 1-1-1-33 環境対策..... 1-21 1-1-1-34 文化財の保護..... 1-24 1-1-1-35 交通安全管理..... 1-24 1-1-1-36 施設管理..... 1-26 1-1-1-37 諸法令の遵守..... 1-26 1-1-1-38 官公庁等への手続等..... 1-29 1-1-1-39 施工時期及び施工時間の変更..... 1-29 1-1-1-40 工事測量..... 1-30 1-1-1-41 不可抗力による損害..... 1-30 1-1-1-42 特許権等..... 1-31 1-1-1-43 保険の付保及び事故の補償..... 1-31 1-1-1-44 臨機の措置..... 1-32 1-1-1-45 不正軽油の使用の禁止..... 1-32 1-1-1-46 石綿使用の有無..... 1-32 第2章 土 工 1-32 第1節 適 用..... 1-32 第2節 適用すべき諸基準..... 1-33 第3節 河川土工・砂防土工..... 1-32 1-2-3-1 一般事項..... 1-33 1-2-3-2 掘削工..... 1-36 1-2-3-3 盛土工..... 1-36 1-2-3-4 盛土補強工..... 1-38 1-2-3-5 法面整形工..... 1-40 1-2-3-6 堤防天端工..... 1-40 1-2-3-7 残土処理工..... 1-40 第4節 道路土工..... 1-40 1-2-4-1 一般事項..... 1-40 1-2-4-2 掘削工..... 1-43 1-2-4-3 路体盛土工..... 1-43 1-2-4-4 路床盛土工..... 1-45 1-2-4-5 法面整形工..... 1-47 1-2-4-6 残土処理工..... 1-47 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 1-47	1-1-1-30 工事中の安全確保..... 1-18 1-1-1-31 爆発及び火災の防止..... 1-20 1-1-1-32 後片付け..... 1-21 1-1-1-33 事故報告書..... 1-21 1-1-1-34 環境対策..... 1-21 1-1-1-35 文化財の保護..... 1-24 1-1-1-36 交通安全管理..... 1-24 1-1-1-37 施設管理..... 1-26 1-1-1-38 諸法令の遵守..... 1-26 1-1-1-39 官公庁等への手続等..... 1-29 1-1-1-40 施工時期及び施工時間の変更..... 1-29 1-1-1-41 工事測量..... 1-30 1-1-1-42 不可抗力による損害..... 1-30 1-1-1-43 特許権等..... 1-31 1-1-1-44 保険の付保及び事故の補償..... 1-31 1-1-1-45 臨機の措置..... 1-32 1-1-1-46 不正軽油の使用の禁止..... 1-32 1-1-1-47 石綿使用の有無..... 1-32 第2章 土 工 1-32 第1節 適 用..... 1-32 第2節 適用すべき諸基準..... 1-33 第3節 河川土工・砂防土工..... 1-33 1-2-3-1 一般事項..... 1-33 1-2-3-2 掘削工..... 1-36 1-2-3-3 盛土工..... 1-36 1-2-3-4 盛土補強工..... 1-38 1-2-3-5 法面整形工..... 1-40 1-2-3-6 堤防天端工..... 1-40 1-2-3-7 残土処理工..... 1-40 第4節 道路土工..... 1-40 1-2-4-1 一般事項..... 1-40 1-2-4-2 掘削工..... 1-43 1-2-4-3 路体盛土工..... 1-43 1-2-4-4 路床盛土工..... 1-45 1-2-4-5 法面整形工..... 1-47 1-2-4-6 残土処理工..... 1-47	

現 行	改 定	摘要
2-2-2-5 玉 石..... 1-77 2-2-2-6 ぐり石..... 1-77 2-2-2-7 その他の砂利、碎石、砂..... 1-77 第3節 骨 材..... 1-77 2-2-3-1 一般事項..... 1-77 2-2-3-2 セメントコンクリート用骨材..... 1-79 2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材..... 1-81 2-2-3-4 アスファルト用再生骨材..... 1-85 2-2-3-5 フィラー..... 1-85 2-2-3-6 安定材..... 1-87 第4節 木 材..... 1-89 2-2-4-1 一般事項..... 1-89 第5節 鋼 材..... 1-89 2-2-5-1 一般事項..... 1-89 2-2-5-2 構造用圧延鋼材..... 1-89 2-2-5-3 軽量形鋼..... 1-89 2-2-5-4 鋼 管..... 1-89 2-2-5-5 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品..... 1-89 2-2-5-6 ボルト用鋼材..... 1-90 2-2-5-7 溶接材料..... 1-90 2-2-5-8 鉄 線..... 1-90 2-2-5-9 ワイヤロープ..... 1-90 2-2-5-10 プレストレストコンクリート用鋼材..... 1-90 2-2-5-11 鉄 網..... 1-91 2-2-5-12 鋼製ぐい及び鋼矢板..... 1-91 2-2-5-13 鋼製支保工..... 1-91 2-2-5-14 鉄線じゃかご..... 1-91 2-2-5-15 コルゲートパイプ..... 1-91 2-2-5-16 ガードレール（路側用、分離帯用）..... 1-91 2-2-5-17 ガードケーブル（路側用、分離帯用）..... 1-92 2-2-5-18 ガードパイプ（歩道用、路側用）..... 1-92 2-2-5-19 ボックスビーム（分離帯用）..... 1-92 第6節 セメント及び混和材料..... 1-93 2-2-6-1 一般事項..... 1-93 2-2-6-2 セメント..... 1-94 2-2-6-3 混和材料..... 1-95	2-2-2-4 雑石（粗石）..... 1-77 2-2-2-5 玉 石..... 1-77 2-2-2-6 ぐり石..... 1-77 2-2-2-7 その他の砂利、碎石、砂..... 1-77 第3節 骨 材..... 1-77 2-2-3-1 一般事項..... 1-77 2-2-3-2 セメントコンクリート用骨材..... 1-79 2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材..... 1-81 2-2-3-4 アスファルト用再生骨材..... 1-85 2-2-3-5 フィラー..... 1-86 2-2-3-6 安定材..... 1-87 第4節 木 材..... 1-89 2-2-4-1 一般事項..... 1-89 第5節 鋼 材..... 1-89 2-2-5-1 一般事項..... 1-89 2-2-5-2 構造用圧延鋼材..... 1-89 2-2-5-3 軽量形鋼..... 1-89 2-2-5-4 鋼 管..... 1-89 2-2-5-5 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品..... 1-89 2-2-5-6 ボルト用鋼材..... 1-90 2-2-5-7 溶接材料..... 1-90 2-2-5-8 鉄 線..... 1-90 2-2-5-9 ワイヤロープ..... 1-90 2-2-5-10 プレストレストコンクリート用鋼材..... 1-90 2-2-5-11 鉄 網..... 1-91 2-2-5-12 鋼製ぐい及び鋼矢板..... 1-91 2-2-5-13 鋼製支保工..... 1-91 2-2-5-14 鉄線じゃかご..... 1-91 2-2-5-15 コルゲートパイプ..... 1-91 2-2-5-16 ガードレール（路側用、分離帯用）..... 1-91 2-2-5-17 ガードケーブル（路側用、分離帯用）..... 1-92 2-2-5-18 ガードパイプ（歩道用、路側用）..... 1-92 2-2-5-19 ボックスビーム（分離帯用）..... 1-92 第6節 セメント及び混和材料..... 1-93 2-2-6-1 一般事項..... 1-93 2-2-6-2 セメント..... 1-94	

現 行	改 定	摘要
3-2-3-33 袋詰玉石工..... 1-149	3-2-3-32 かごマット工..... 1-145	
第4節 基礎工..... 1-151	3-2-3-33 袋詰玉石工..... 1-149	
3-2-4-1 一般事項..... 1-151	第4節 基礎工..... 1-151	
3-2-4-2 土台基礎工..... 1-151	3-2-4-1 一般事項..... 1-151	
3-2-4-3 基礎工（護岸）..... 1-152	3-2-4-2 土台基礎工..... 1-151	
3-2-4-4 既製杭工..... 1-152	3-2-4-3 基礎工（護岸）..... 1-152	
3-2-4-5 場所打杭工..... 1-157	3-2-4-4 既製杭工..... 1-152	
3-2-4-6 深礎工..... 1-159	3-2-4-5 場所打杭工..... 1-157	
3-2-4-7 オープンケーソン基礎工..... 1-161	3-2-4-6 深礎工..... 1-159	
3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工..... 1-162	3-2-4-7 オープンケーソン基礎工..... 1-161	
3-2-4-9 鋼管矢板基礎工..... 1-164	3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工..... 1-162	
第5節 石・ブロック積（張）工..... 1-167	3-2-4-9 鋼管矢板基礎工..... 1-164	
3-2-5-1 一般事項..... 1-167	第5節 石・ブロック積（張）工..... 1-167	
3-2-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）..... 1-168	3-2-5-1 一般事項..... 1-167	
3-2-5-3 コンクリートブロック工..... 1-168	3-2-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）..... 1-168	
3-2-5-4 緑化ブロック工..... 1-170	3-2-5-3 コンクリートブロック工..... 1-168	
3-2-5-5 石積（張）工..... 1-170	3-2-5-4 緑化ブロック工..... 1-170	
第6節 一般舗装工..... 1-170	3-2-5-5 石積（張）工..... 1-170	
3-2-6-1 一般事項..... 1-170	第6節 一般舗装工..... 1-170	
3-2-6-2 材料..... 1-171	3-2-6-1 一般事項..... 1-170	
3-2-6-3 アスファルト舗装の材料..... 1-172	3-2-6-2 材料..... 1-171	
3-2-6-4 コンクリート舗装の材料..... 1-179	3-2-6-3 アスファルト舗装の材料..... 1-172	
3-2-6-5 舗装準備工..... 1-179	3-2-6-4 コンクリート舗装の材料..... 1-178	
3-2-6-6 橋面防水工..... 1-179	3-2-6-5 舗装準備工..... 1-179	
3-2-6-7 アスファルト舗装工..... 1-180	3-2-6-6 橋面防水工..... 1-179	
3-2-6-8 半たわみ舗装工..... 1-186	3-2-6-7 アスファルト舗装工..... 1-179	
3-2-6-9 排水性舗装工..... 1-186	3-2-6-8 半たわみ舗装工..... 1-185	
3-2-6-10 透水性舗装工..... 1-190	3-2-6-9 排水性舗装工..... 1-186	
3-2-6-11 グースアスファルト舗装工..... 1-190	3-2-6-10 透水性舗装工..... 1-190	
3-2-6-12 コンクリート舗装工..... 1-194	3-2-6-11 グースアスファルト舗装工..... 1-190	
3-2-6-13 薄層カラー舗装工..... 1-206	3-2-6-12 コンクリート舗装工..... 1-194	
3-2-6-14 ブロック舗装工..... 1-206	3-2-6-13 薄層カラー舗装工..... 1-206	
3-2-6-15 路面切削工..... 1-206	3-2-6-14 ブロック舗装工..... 1-206	
3-2-6-16 舗装打換え工..... 1-207	3-2-6-15 路面切削工..... 1-206	
3-2-6-17 オーバーレイ工..... 1-207	3-2-6-16 舗装打換え工..... 1-207	
3-2-6-18 アスファルト舗装補修工..... 1-207	3-2-6-17 オーバーレイ工..... 1-207	

現 行	改 定	摘要
第8編 公 園 緑 地 編 1-531 第1章 基盤整備 1-531 第1節 適 要 1-531 第2節 適用すべき諸基準 1-531 第3節 敷地造成工 1-532 8-1-3-1 一般事項 1-532 8-1-3-2 表土保全工..... 1-532 8-1-3-3 整地工..... 1-532 8-1-3-4 掘削工..... 1-533 8-1-3-5 盛土工..... 1-533 8-1-3-6 路体盛土工..... 1-533 8-1-3-7 路床盛土工..... 1-533 8-1-3-8 法面整形工..... 1-533 8-1-3-9 路床安定処理工..... 1-533 8-1-3-10 置換工..... 1-533 8-1-3-11 サンドマット工..... 1-533 8-1-3-12 バーチカルドレーン工..... 1-533 8-1-3-13 残土処理工..... 1-533 第4節 公園土工 1-533 8-1-4-1 一般事項..... 1-533 8-1-4-2 小規模造成工..... 1-533 8-1-4-3 残土処理工..... 1-534 第5節 植栽基盤工 1-534 8-1-5-1 一般事項..... 1-534 8-1-5-2 材 料..... 1-534 8-1-5-3 透水層工..... 1-535 8-1-5-4 土層改良工..... 1-535 8-1-5-5 土性改良工..... 1-536 8-1-5-6 表土盛土工..... 1-536 8-1-5-7 人工地盤工..... 1-537 8-1-5-8 造形工..... 1-537 第6節 法面工 1-537 8-1-6-1 一般事項..... 1-537 8-1-6-2 材 料..... 1-538 8-1-6-3 法面ネット工..... 1-538 8-1-6-4 植生工..... 1-538 8-1-6-5 法枠工..... 1-538 8-1-6-6 編柵工..... 1-538 8-1-6-7 かご工..... 1-538 第7節 軽量盛土工 1-539	第8編 公 園 緑 地 編 1-531 第1章 基盤整備 1-531 第1節 適 要 1-531 第2節 適用すべき諸基準 1-531 第3節 敷地造成工 1-532 8-1-3-1 一般事項..... 1-532 8-1-3-2 表土保全工..... 1-532 8-1-3-3 整地工..... 1-532 8-1-3-4 掘削工..... 1-533 8-1-3-5 盛土工..... 1-533 8-1-3-6 路体盛土工..... 1-533 8-1-3-7 路床盛土工..... 1-533 8-1-3-8 法面整形工..... 1-533 8-1-3-9 路床安定処理工..... 1-533 8-1-3-10 置換工..... 1-533 8-1-3-11 サンドマット工..... 1-533 8-1-3-12 バーチカルドレーン工..... 1-533 8-1-3-13 残土処理工..... 1-533 第4節 公園土工 1-533 8-1-4-1 一般事項..... 1-533 8-1-4-2 小規模造成工..... 1-533 8-1-4-3 残土処理工..... 1-534 第5節 植栽基盤工 1-534 8-1-5-1 一般事項..... 1-534 8-1-5-2 材 料..... 1-534 8-1-5-3 透水層工..... 1-535 8-1-5-4 土層改良工..... 1-535 8-1-5-5 土性改良工..... 1-536 8-1-5-6 表土盛土工..... 1-536 8-1-5-7 人工地盤工..... 1-537 8-1-5-8 造形工..... 1-537 第6節 法面工 1-537 8-1-6-1 一般事項..... 1-537 8-1-6-2 材 料..... 1-538 8-1-6-3 法面ネット工..... 1-538 8-1-6-4 植生工..... 1-538 8-1-6-5 法枠工..... 1-538 8-1-6-6 編柵工..... 1-538 8-1-6-7 かご工..... 1-539 第7節 軽量盛土工 1-539	

現 行	改 定	摘要
8-1-7-1 一般事項..... 1-539 8-1-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）..... 1-539 8-1-7-3 軽量盛土工..... 1-539 第8節 擁壁工..... 1-539 8-1-8-1 一般事項..... 1-539 8-1-8-2 材 料..... 1-539 8-1-8-3 作業土工（床掘り・埋戻し）..... 1-539 8-1-8-4 現場打擁壁工..... 1-539 8-1-8-5 プレキャスト擁壁工..... 1-539 8-1-8-6 補強土壁工..... 1-539 8-1-8-7 コンクリートブロック工..... 1-539 8-1-8-8 石積工..... 1-540 8-1-8-9 土留め工..... 1-544 第9節 公園カルバート工..... 1-544 8-1-9-1 一般事項..... 1-545 8-1-9-2 材 料..... 1-545 8-1-9-3 作業土工（床掘り・埋戻し）..... 1-545 8-1-9-4 場所打函渠工..... 1-545 8-1-9-5 プレキャストボックスカルバート工..... 1-545 第10節 公園施設等撤去・移設工..... 1-545 8-1-10-1 一般事項..... 1-545 8-1-10-2 公園施設撤去工..... 1-545 8-1-10-3 移設工..... 1-545 8-1-10-4 樹木伐採・抜根工..... 1-546 8-1-10-5 工事支障木対策工..... 1-546 8-1-10-6 発生材再生利用工..... 1-547 第2章 植 栽..... 1-548 第1節 摘 要..... 1-548 第2節 適用すべき諸基準..... 1-548 第3節 植栽工..... 1-548 8-2-3-1 一般事項..... 1-548 8-2-3-2 材 料..... 1-550 8-2-3-3 高木植栽工..... 1-556 8-2-3-4 中低木植栽工..... 1-557 8-2-3-5 特殊樹木植栽工..... 1-557 8-2-3-6 地被類植栽工..... 1-557 8-2-3-7 草花種子散布工..... 1-557 8-2-3-8 播種工..... 1-557 8-2-3-9 花壇植栽工..... 1-558 8-2-3-10 樹木養生工..... 1-558	8-1-7-1 一般事項..... 1-539 8-1-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）..... 1-539 8-1-7-3 軽量盛土工..... 1-539 第8節 擁壁工..... 1-539 8-1-8-1 一般事項..... 1-539 8-1-8-2 材 料..... 1-539 8-1-8-3 作業土工（床掘り・埋戻し）..... 1-539 8-1-8-4 現場打擁壁工..... 1-539 8-1-8-5 プレキャスト擁壁工..... 1-539 8-1-8-6 補強土壁工..... 1-539 8-1-8-7 コンクリートブロック工..... 1-539 8-1-8-8 石積工..... 1-540 8-1-8-9 土留め工..... 1-544 第9節 公園カルバート工..... 1-545 8-1-9-1 一般事項..... 1-545 8-1-9-2 材 料..... 1-545 8-1-9-3 作業土工（床掘り・埋戻し）..... 1-545 8-1-9-4 場所打函渠工..... 1-545 8-1-9-5 プレキャストボックスカルバート工..... 1-545 第10節 公園施設等撤去・移設工..... 1-545 8-1-10-1 一般事項..... 1-545 8-1-10-2 公園施設撤去工..... 1-545 8-1-10-3 移設工..... 1-546 8-1-10-4 樹木伐採・抜根工..... 1-546 8-1-10-5 工事支障木対策工..... 1-546 8-1-10-6 発生材再生利用工..... 1-547 第2章 植 栽..... 1-548 第1節 摘 要..... 1-548 第2節 適用すべき諸基準..... 1-548 第3節 植栽工..... 1-548 8-2-3-1 一般事項..... 1-548 8-2-3-2 材 料..... 1-550 8-2-3-3 高木植栽工..... 1-556 8-2-3-4 中低木植栽工..... 1-557 8-2-3-5 特殊樹木植栽工..... 1-557 8-2-3-6 地被類植栽工..... 1-557 8-2-3-7 草花種子散布工..... 1-557 8-2-3-8 播種工..... 1-557 8-2-3-9 花壇植栽工..... 1-558 8-2-3-10 樹木養生工..... 1-558	

現 行	改 定	摘要
8-3-4-3 高中木整姿工..... 1-567 8-3-4-4 中木刈込工..... 1-570 8-3-4-5 低木刈込工..... 1-571 8-3-4-6 仕立物刈込工..... 1-571 第5節 樹木育成工 1-571 8-3-5-1 一般事項..... 1-571 8-3-5-2 材 料..... 1-572 8-3-5-3 病虫害防除工..... 1-572 8-3-5-4 樹勢回復工..... 1-573 8-3-5-5 樹木養生工..... 1-573 8-3-5-6 支柱補修工..... 1-574 8-3-5-7 樹木矯正工..... 1-574 8-3-5-8 樹木伐採・拔根工..... 1-574 第6節 芝生地育成工 1-574 8-3-6-1 一般事項..... 1-574 8-3-6-2 材 料..... 1-574 8-3-6-3 芝生育成工..... 1-574 第7節 樹木冬期対策工 1-576 8-3-7-1 一般事項..... 1-576 8-3-7-2 材 料..... 1-576 8-3-7-3 高木雪囲工..... 1-576 8-3-7-4 中低木雪囲工..... 1-576 8-3-7-5 樹木防寒工..... 1-577 第8節 発生材等処理工 1-577 8-3-8-1 一般事項..... 1-577 8-3-8-2 発生材処理工..... 1-577 第4章 施設整備 1-578 第1節 摘 要 1-578 第2節 適用すべき諸基準 1-578 第3節 給水設備工 1-579 8-4-3-1 一般事項..... 1-579 8-4-3-2 材 料..... 1-579 8-4-3-3 水栓類取付工..... 1-581 8-4-3-4 貯水施設工..... 1-582 8-4-3-5 循環設備工..... 1-582 8-4-3-6 散水施設工..... 1-584 8-4-3-7 消火栓工..... 1-584 8-4-3-8 給水設備修繕工..... 1-584 8-4-3-9 作業土工（床掘り・埋戻し） 1-584	8-3-4-3 高中木整姿工..... 1-567 8-3-4-4 中木刈込工..... 1-570 8-3-4-5 低木刈込工..... 1-571 8-3-4-6 仕立物刈込工..... 1-571 第5節 樹木育成工 1-571 8-3-5-1 一般事項..... 1-571 8-3-5-2 材 料..... 1-572 8-3-5-3 病虫害防除工..... 1-572 8-3-5-4 樹勢回復工..... 1-573 8-3-5-5 樹木養生工..... 1-573 8-3-5-6 支柱補修工..... 1-574 8-3-5-7 樹木矯正工..... 1-574 8-3-5-8 樹木伐採・拔根工..... 1-574 第6節 芝生地育成工 1-574 8-3-6-1 一般事項..... 1-574 8-3-6-2 材 料..... 1-574 8-3-6-3 芝生育成工..... 1-574 第7節 樹木冬期対策工 1-576 8-3-7-1 一般事項..... 1-576 8-3-7-2 材 料..... 1-576 8-3-7-3 高木雪囲工..... 1-576 8-3-7-4 中低木雪囲工..... 1-576 8-3-7-5 樹木防寒工..... 1-577 第8節 発生材等処理工 1-577 8-3-8-1 一般事項..... 1-577 8-3-8-2 発生材処理工..... 1-577 第4章 施設整備 1-578 第1節 摘 要 1-578 第2節 適用すべき諸基準 1-578 第3節 給水設備工 1-580 8-4-3-1 一般事項..... 1-579 8-4-3-2 材 料..... 1-579 8-4-3-3 水栓類取付工..... 1-581 8-4-3-4 貯水施設工..... 1-582 8-4-3-5 循環設備工..... 1-583 8-4-3-6 散水施設工..... 1-584 8-4-3-7 消火栓工..... 1-584 8-4-3-8 給水設備修繕工..... 1-585 8-4-3-9 作業土工（床掘り・埋戻し） 1-585	

現 行	改 定	摘要
8-4-3-10 給水管路工..... 1-585 第4節 雨水排水設備工 1-586 8-4-4-1 一般事項..... 1-586 8-4-4-2 材 料..... 1-586 8-4-4-3 調整池工..... 1-587 8-4-4-4 貯留施設工..... 1-587 8-4-4-5 作業土工（床掘り・埋戻し） 1-587 8-4-4-6 側溝工..... 1-587 8-4-4-7 管渠工..... 1-589 8-4-4-8 集水桝・マンホール工..... 1-590 8-4-4-9 地下排水工..... 1-590 8-4-4-10 公園水路工..... 1-590 第5節 污水排水設備工 1-590 8-4-5-1 一般事項..... 1-590 8-4-5-2 材 料..... 1-591 8-4-5-3 作業土工（床掘り・埋戻し） 1-591 8-4-5-4 管渠工..... 1-591 8-4-5-5 污水桝・マンホール工..... 1-591 8-4-5-6 浄化槽工..... 1-592 第6節 電気設備工 1-592 8-4-6-1 一般事項..... 1-592 8-4-6-2 材 料..... 1-593 8-4-6-3 照明設備工..... 1-593 8-4-6-4 放送設備工..... 1-594 8-4-6-5 監視カメラ設置工..... 1-594 8-4-6-6 電気設備修繕工..... 1-594 8-4-6-7 作業土工（床掘り・埋戻し） 1-594 8-4-6-8 電線管路工..... 1-594 第7節 園路広場整備工 1-594 8-4-7-1 一般事項..... 1-594 8-4-7-2 材 料..... 1-595 8-4-7-3 舗装撤去工..... 1-595 8-4-7-4 舗装準備工..... 1-596 8-4-7-5 アスファルト舗装工..... 1-596 8-4-7-6 排水性舗装工..... 1-596 8-4-7-7 透水性舗装工..... 1-596 8-4-7-8 アスファルト系舗装工..... 1-596 8-4-7-9 コンクリート系舗装工..... 1-596 8-4-7-10 土系舗装工..... 1-597 8-4-7-11 レンガ・タイル系舗装工..... 1-598	8-4-3-10 給水管路工..... 1-585 第4節 雨水排水設備工 1-586 8-4-4-1 一般事項..... 1-586 8-4-4-2 材 料..... 1-586 8-4-4-3 調整池工..... 1-587 8-4-4-4 貯留施設工..... 1-587 8-4-4-5 作業土工（床掘り・埋戻し） 1-588 8-4-4-6 側溝工..... 1-588 8-4-4-7 管渠工..... 1-589 8-4-4-8 集水桝・マンホール工..... 1-590 8-4-4-9 地下排水工..... 1-590 8-4-4-10 公園水路工..... 1-590 第5節 污水排水設備工 1-591 8-4-5-1 一般事項..... 1-591 8-4-5-2 材 料..... 1-591 8-4-5-3 作業土工（床掘り・埋戻し） 1-591 8-4-5-4 管渠工..... 1-591 8-4-5-5 污水桝・マンホール工..... 1-591 8-4-5-6 浄化槽工..... 1-592 第6節 電気設備工 1-593 8-4-6-1 一般事項..... 1-593 8-4-6-2 材 料..... 1-593 8-4-6-3 照明設備工..... 1-593 8-4-6-4 放送設備工..... 1-594 8-4-6-5 監視カメラ設置工..... 1-594 8-4-6-6 電気設備修繕工..... 1-594 8-4-6-7 作業土工（床掘り・埋戻し） 1-594 8-4-6-8 電線管路工..... 1-594 第7節 園路広場整備工 1-594 8-4-7-1 一般事項..... 1-594 8-4-7-2 材 料..... 1-595 8-4-7-3 舗装撤去工..... 1-596 8-4-7-4 舗装準備工..... 1-596 8-4-7-5 アスファルト舗装工..... 1-596 8-4-7-6 排水性舗装工..... 1-596 8-4-7-7 透水性舗装工..... 1-596 8-4-7-8 アスファルト系舗装工..... 1-596 8-4-7-9 コンクリート系舗装工..... 1-596 8-4-7-10 土系舗装工..... 1-597 8-4-7-11 レンガ・タイル系舗装工..... 1-598	

現 行			改 定			摘要
8-4-7-12	木系舗装工.....	1-598	8-4-7-12	木系舗装工.....	1-598	
8-4-7-13	樹脂系舗装工.....	1-598	8-4-7-13	樹脂系舗装工.....	1-598	
8-4-7-14	石材系舗装工.....	1-598	8-4-7-14	石材系舗装工.....	1-599	
8-4-7-15	舗装仮復旧工.....	1-599	8-4-7-15	舗装仮復旧工.....	1-599	
8-4-7-16	園路縁石工.....	1-599	8-4-7-16	園路縁石工.....	1-599	
8-4-7-17	区画線工.....	1-600	8-4-7-17	区画線工.....	1-600	
8-4-7-18	階段工.....	1-600	8-4-7-18	階段工.....	1-600	
8-4-7-19	公園橋工.....	1-600	8-4-7-19	公園橋工.....	1-600	
8-4-7-20	デッキ工.....	1-600	8-4-7-20	デッキ工.....	1-600	
8-4-7-21	視覚障害者誘導用ブロック工.....	1-600	8-4-7-21	視覚障害者誘導用ブロック工.....	1-601	
8-4-7-22	作業土工（床掘り・埋戻し）	1-601	8-4-7-22	作業土工（床掘り・埋戻し）	1-601	
8-4-7-23	植樹ブロック工.....	1-601	8-4-7-23	植樹ブロック工.....	1-601	
第8節 修景施設整備工		1-601	第8節 修景施設整備工		1-601	
8-4-8-1	一般事項.....	1-601	8-4-8-1	一般事項.....	1-601	
8-4-8-2	材 料.....	1-601	8-4-8-2	材 料.....	1-601	
8-4-8-3	石組工.....	1-601	8-4-8-3	石組工.....	1-601	
8-4-8-4	添景物工.....	1-602	8-4-8-4	添景物工.....	1-602	
8-4-8-5	袖垣・垣根工.....	1-602	8-4-8-5	袖垣・垣根工.....	1-602	
8-4-8-6	花壇工.....	1-602	8-4-8-6	花壇工.....	1-602	
8-4-8-7	トレリス工.....	1-602	8-4-8-7	トレリス工.....	1-602	
8-4-8-8	モニュメント工.....	1-602	8-4-8-8	モニュメント工.....	1-602	
8-4-8-9	小規模水景施設工.....	1-602	8-4-8-9	小規模水景施設工.....	1-602	
8-4-8-10	修景施設修繕工.....	1-602	8-4-8-10	修景施設修繕工.....	1-602	
8-4-8-11	作業土工（床掘り・埋戻し）	1-602	8-4-8-11	作業土工（床掘り・埋戻し）	1-602	
8-4-8-12	水景施設工.....	1-602	8-4-8-12	水景施設工.....	1-603	
第9節 遊戯施設整備工		1-603	第9節 遊戯施設整備工		1-603	
8-4-9-1	一般事項.....	1-603	8-4-9-1	一般事項.....	1-603	
8-4-9-2	材 料.....	1-603	8-4-9-2	材 料.....	1-603	
8-4-9-3	遊具組立設置工.....	1-604	8-4-9-3	遊具組立設置工.....	1-604	
8-4-9-4	小規模現場打遊具工.....	1-605	8-4-9-4	小規模現場打遊具工.....	1-605	
8-4-9-5	遊具施設修繕工.....	1-605	8-4-9-5	遊具施設修繕工.....	1-605	
8-4-9-6	作業土工（床掘り・埋戻し）	1-605	8-4-9-6	作業土工（床掘り・埋戻し）	1-605	
8-4-9-7	現場打遊具工.....	1-605	8-4-9-7	現場打遊具工.....	1-605	
第10節 サービス施設整備工		1-605	第10節 サービス施設整備工		1-605	
8-4-10-1	一般事項.....	1-605	8-4-10-1	一般事項.....	1-605	
8-4-10-2	材 料.....	1-606	8-4-10-2	材 料.....	1-606	
8-4-10-3	時計台工.....	1-606	8-4-10-3	時計台工.....	1-606	
8-4-10-4	水飲み場工.....	1-606	8-4-10-4	水飲み場工.....	1-606	
8-4-10-5	洗い場工.....	1-606	8-4-10-5	洗い場工.....	1-606	
8-4-10-6	ベンチ・テーブル工.....	1-606	8-4-10-6	ベンチ・テーブル工.....	1-606	

現 行	改 定	摘要
8-4-10-7 野外炉工..... 1-606	8-4-10-7 野外炉工..... 1-606	
8-4-10-8 炊事場工..... 1-606	8-4-10-8 炊事場工..... 1-606	
8-4-10-9 サイン施設工..... 1-606	8-4-10-9 サイン施設工..... 1-606	
8-4-10-10 サービス施設修繕工..... 1-607	8-4-10-10 サービス施設修繕工..... 1-607	
第11節 管理施設整備工 1-607	第11節 管理施設整備工 1-607	
8-4-11-1 一般事項..... 1-607	8-4-11-1 一般事項..... 1-607	
8-4-11-2 材 料..... 1-607	8-4-11-2 材 料..... 1-607	
8-4-11-3 リサイクル施設工..... 1-607	8-4-11-3 リサイクル施設工..... 1-607	
8-4-11-4 ごみ焼却施設工..... 1-607	8-4-11-4 ごみ焼却施設工..... 1-607	
8-4-11-5 ごみ施設工..... 1-607	8-4-11-5 ごみ施設工..... 1-607	
8-4-11-6 井戸工..... 1-607	8-4-11-6 井戸工..... 1-607	
8-4-11-7 門扉工..... 1-608	8-4-11-7 門扉工..... 1-608	
8-4-11-8 柵 工..... 1-608	8-4-11-8 柵 工..... 1-608	
8-4-11-9 車止め工..... 1-608	8-4-11-9 車止め工..... 1-608	
8-4-11-10 園名板工..... 1-609	8-4-11-10 園名板工..... 1-609	
8-4-11-11 掲揚ポール工..... 1-609	8-4-11-11 掲揚ポール工..... 1-609	
8-4-11-12 反射鏡工..... 1-609	8-4-11-12 反射鏡工..... 1-609	
8-4-11-13 境界工..... 1-609	8-4-11-13 境界工..... 1-609	
8-4-11-14 管理施設修繕工..... 1-609	8-4-11-14 管理施設修繕工..... 1-609	
第12節 建築施設組立設置工 1-609	第12節 建築施設組立設置工 1-609	
8-4-12-1 一般事項..... 1-609	8-4-12-1 一般事項..... 1-609	
8-4-12-2 材 料..... 1-609	8-4-12-2 材 料..... 1-609	
8-4-12-3 四阿工..... 1-610	8-4-12-3 四阿工..... 1-610	
8-4-12-4 パーゴラ工..... 1-611	8-4-12-4 パーゴラ工..... 1-611	
8-4-12-5 シェルター工..... 1-611	8-4-12-5 シェルター工..... 1-611	
8-4-12-6 キャビン（ロッジ）工..... 1-611	8-4-12-6 キャビン（ロッジ）工..... 1-611	
8-4-12-7 温室工..... 1-611	8-4-12-7 温室工..... 1-611	
8-4-12-8 観察施設工..... 1-611	8-4-12-8 観察施設工..... 1-612	
8-4-12-9 売店工..... 1-612	8-4-12-9 売店工..... 1-612	
8-4-12-10 荷物預り所工..... 1-612	8-4-12-10 荷物預り所工..... 1-612	
8-4-12-11 更衣室工..... 1-612	8-4-12-11 更衣室工..... 1-612	
8-4-12-12 便所工..... 1-612	8-4-12-12 便所工..... 1-612	
8-4-12-13 倉庫工..... 1-612	8-4-12-13 倉庫工..... 1-612	
8-4-12-14 自動車置場工..... 1-612	8-4-12-14 自動車置場工..... 1-612	
8-4-12-15 建築施設修繕工..... 1-612	8-4-12-15 建築施設修繕工..... 1-612	
第13節 施設仕上げ工 1-612	第13節 施設仕上げ工 1-612	
8-4-13-1 一般事項..... 1-612	8-4-13-1 一般事項..... 1-612	
8-4-13-2 材 料..... 1-612	8-4-13-2 材 料..... 1-612	
8-4-13-3 塗装仕上げ工..... 1-613	8-4-13-3 塗装仕上げ工..... 1-613	
8-4-13-4 加工仕上げ工..... 1-616	8-4-13-4 加工仕上げ工..... 1-616	

現 行	改 定	摘要
8-5-6-3 伐採工..... 1-636	8-5-6-3 伐採工..... 1-636	
8-5-6-4 発生材再利用工..... 1-636	8-5-6-4 発生材再利用工..... 1-636	
第6章 自然育成..... 1-637	第6章 自然育成..... 1-637	
第1節 摘 要..... 1-637	第1節 摘 要..... 1-637	
第2節 適用すべき諸基準類..... 1-637	第2節 適用すべき諸基準類..... 1-637	
第3節 自然育成施設工..... 1-637	第3節 自然育成施設工..... 1-637	
8-6-3-1 一般事項..... 1-637	8-6-3-1 一般事項..... 1-637	
8-6-3-2 材 料..... 1-637	8-6-3-2 材 料..... 1-637	
8-6-3-3 自然育成盛土工..... 1-637	8-6-3-3 自然育成盛土工..... 1-637	
8-6-3-4 自然水路工..... 1-637	8-6-3-4 自然水路工..... 1-638	
8-6-3-5 水田工..... 1-638	8-6-3-5 水田工..... 1-638	
8-6-3-6 ガレ山工..... 1-638	8-6-3-6 ガレ山工..... 1-638	
8-6-3-7 粗朶山工..... 1-638	8-6-3-7 粗朶山工..... 1-638	
8-6-3-8 カントリーヘッジ工..... 1-638	8-6-3-8 カントリーヘッジ工..... 1-638	
8-6-3-9 石積土堰堤工..... 1-638	8-6-3-9 石積土堰堤工..... 1-638	
8-6-3-10 しがらみ柵工..... 1-638	8-6-3-10 しがらみ柵工..... 1-638	
8-6-3-11 自然育成型護岸工..... 1-638	8-6-3-11 自然育成型護岸工..... 1-638	
8-6-3-12 保護柵工..... 1-639	8-6-3-12 保護柵工..... 1-639	
8-6-3-13 解説板工..... 1-639	8-6-3-13 解説板工..... 1-639	
8-6-3-14 自然育成施設修繕工..... 1-639	8-6-3-14 自然育成施設修繕工..... 1-639	
8-6-3-15 作業土工（床掘り・埋戻し）..... 1-639	8-6-3-15 作業土工（床掘り・埋戻し）..... 1-639	
8-6-3-16 自然育成型護岸基礎工..... 1-639	8-6-3-16 自然育成型護岸基礎工..... 1-639	
8-6-3-17 沈床工..... 1-639	8-6-3-17 沈床工..... 1-639	
8-6-3-18 捨石工..... 1-639	8-6-3-18 捨石工..... 1-639	
8-6-3-19 かご工..... 1-639	8-6-3-19 かご工..... 1-639	
8-6-3-20 元付工..... 1-639	8-6-3-20 元付工..... 1-639	
第4節 自然育成植栽工..... 1-639	第4節 自然育成植栽工..... 1-639	
8-6-4-1 一般事項..... 1-639	8-6-4-1 一般事項..... 1-639	
8-6-4-2 材 料..... 1-639	8-6-4-2 材 料..... 1-640	
8-6-4-3 湿地移設工..... 1-640	8-6-4-3 湿地移設工..... 1-640	
8-6-4-4 水生植物植栽工..... 1-640	8-6-4-4 水生植物植栽工..... 1-640	
8-6-4-5 林地育成工..... 1-640	8-6-4-5 林地育成工..... 1-640	
第5節 公園施設等撤去・移設工..... 1-641	第5節 公園施設等撤去・移設工..... 1-641	
8-6-5-1 公園施設撤去工..... 1-641	8-6-5-1 公園施設撤去工..... 1-641	
8-6-5-2 移設工..... 1-641	8-6-5-2 移設工..... 1-641	
8-6-5-3 伐採工..... 1-641	8-6-5-3 伐採工..... 1-641	
8-6-5-4 発生材再利用工..... 1-641	8-6-5-4 発生材再利用工..... 1-641	

現 行	改 定	摘要
第1編 共 通 編 第1章 総 則 第1節 総 則 (追加) 1-1-1-5 施工計画書 1-1-1-6 コリンズ（CORINS）への登録 1-1-1-7 監督員 1-1-1-8 工事用地等の使用 1-1-1-9 工事着手 1-1-1-10 工事の下請負 1-1-1-11 施工体制台帳 1-1-1-12 受注者相互の協力 1-1-1-13 調査・試験に対する協力 1-1-1-14 工事の一時中止 1. 一般事項 発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-43臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 1-1-1-15 設計図書の変更	第1編 共 通 編 第1章 総 則 第1節 総 則 1-1-1-5 ウィークリースタンス 監督員及び受注者は、「ウィークリースタンス」に務める。 ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。 1-1-1-6 施工計画書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録 1-1-1-8 監督員 1-1-1-9 工事用地等の使用 1-1-1-10 工事着手 1-1-1-11 工事の下請負 1-1-1-12 施工体制台帳 1-1-1-13 受注者相互の協力 1-1-1-14 調査・試験に対する協力 1-1-1-15 工事の一時中止 1. 一般事項 発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-45臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 1-1-1-16 設計図書の変更	

現 行	改 定	摘要
1-1-1-16 工期変更 1-1-1-17 支給材料及び貸与品 1-1-1-18 工事現場発生品 1-1-1-19 建設副産物 6. 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画（確認結果票を含む、以下同じ）を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出するとともにその内容を説明しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 1-1-1-20 工事完成図 1-1-1-21 工事完成検査 6. 適用規定 受注者は、当該工事完成検査については、第3編3-1-1-4監督員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。 1-1-1-22 出来形検査 1-1-1-23 部分検査 1-1-1-24 部分使用 1-1-1-25 施工管理 1-1-1-26 履行報告 1-1-1-27 週休二日の対応 1-1-1-28 工事関係者に対する措置請求 1-1-1-29 工事中の安全確保 1. 安全指針等の遵守 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考に	1-1-1-17 工期変更 1-1-1-18 支給材料及び貸与品 1-1-1-19 工事現場発生品 1-1-1-20 建設副産物 6. 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画（確認結果票を含む、以下同じ）を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出するとともにその内容を説明しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 1-1-1-21 工事完成図 1-1-1-22 工事完成検査 6. 適用規定 受注者は、当該工事完成検査については、第3編3-1-1-5監督員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。 1-1-1-23 出来形検査 1-1-1-24 部分検査 1-1-1-25 部分使用 1-1-1-26 施工管理 1-1-1-27 履行報告 1-1-1-28 週休二日の対応 1-1-1-29 工事関係者に対する措置請求 1-1-1-30 工事中の安全確保 1. 安全指針等の遵守 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和7年3月）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考に	

現 行	改 定	摘 要
して、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 1-1-1-30 爆発及び火災の防止 1-1-1-31 後片付け 1-1-1-32 事故報告書 1-1-1-33 環境対策 5. 排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、表1-1-1の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成29年5月改定 法律第41号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下、「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。 受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和3年2月改訂経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。	して、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 1-1-1-31 爆発及び火災の防止 1-1-1-32 後片付け 1-1-1-33 事故報告書 1-1-1-34 環境対策 5. 排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、表1-1-1の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成29年5月改定 法律第41号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下、「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。 受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和6年4月改訂経済産業省・国土交通省・環境省令第3号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。	

現 行	改 定	摘要
1-1-1-34 文化財の保護 1-1-1-35 交通安全管理 5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の 施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和5年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事交通保安施設設置基準（山梨県県土整備部、平成28年4月）に基づき、安全対策を講じなければならない。 12. 通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和5年3月改正 政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（令和5年5月改正 法律第19号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 1-1-1-36 施設管理 1-1-1-37 諸法令の遵守 1. 諸法令の遵守 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。 なお、主な法令は以下に示す通りである。 (1) 地方自治法 (2) 建設業法 (3) 下請代金支払遅延等防止法 (4) 労働基準法 (5) 労働安全衛生法 (6) 作業環境測定法 (7) じん肺法 (8) 雇用保険法 (9) 労働者災害補償保険法 (10) 健康保険法 (11) 中小企業退職金共済法 (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	1-1-1-35 文化財の保護 1-1-1-36 交通安全管理 5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の 施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和6年7月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事交通保安施設設置基準（山梨県県土整備部、平成28年4月）に基づき、安全対策を講じなければならない。 12. 通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和6年9月改正 政令第272号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（令和5年6月改正 法律第56号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 1-1-1-37 施設管理 1-1-1-38 諸法令の遵守 1. 諸法令の遵守 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。 なお、主な法令は以下に示す通りである。 (1) 地方自治法 (2) 建設業法 (3) 下請代金支払遅延等防止法 (4) 労働基準法 (5) 労働安全衛生法 (6) 作業環境測定法 (7) じん肺法 (8) 雇用保険法 (9) 労働者災害補償保険法 (10) 健康保険法 (11) 中小企業退職金共済法 (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	

現 行	改 定	摘要
(13) 出入国管理及び難民認定法 (14) 道路法 (15) 道路交通法 (16) 道路運送法 (17) 道路運送車両法 (18) 砂防法 (19) 地すべり等防止法 (20) 河川法 (21) 海岸法 (22) 港湾法 (23) 港則法 (24) 漁港漁場整備法 (25) 下水道法 (26) 航空法 (27) 公有水面埋立法 (28) 軌道法 (29) 森林法 (30) 環境基本法 (31) 火薬類取締法 (32) 大気汚染防止法 (33) 騒音規制法 (34) 水質汚濁防止法 (35) 湖沼水質保全特別措置法 (36) 振動規制法 (37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (38) 文化財保護法 (39) 砂利採取法 (40) 電気事業法 (41) 消防法 (42) 測量法 (43) 建築基準法 (44) 都市公園法 (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (46) 土壌汚染対策法 (47) 駐車場法 (48) 海上交通安全法 (49) 海上衝突予防法 (50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (51) 船員法 (52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (53) 船舶安全法	(13) 出入国管理及び難民認定法 (14) 道路法 (15) 道路交通法 (16) 道路運送法 (17) 道路運送車両法 (18) 砂防法 (19) 地すべり等防止法 (20) 河川法 (21) 海岸法 (22) 港湾法 (23) 港則法 (24) 漁港及び漁場の整備等に関する法律 (25) 下水道法 (26) 航空法 (27) 公有水面埋立法 (28) 軌道法 (29) 森林法 (30) 環境基本法 (31) 火薬類取締法 (32) 大気汚染防止法 (33) 騒音規制法 (34) 水質汚濁防止法 (35) 湖沼水質保全特別措置法 (36) 振動規制法 (37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (38) 文化財保護法 (39) 砂利採取法 (40) 電気事業法 (41) 消防法 (42) 測量法 (43) 建築基準法 (44) 都市公園法 (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (46) 土壌汚染対策法 (47) 駐車場法 (48) 海上交通安全法 (49) 海上衝突予防法 (50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (51) 船員法 (52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (53) 船舶安全法	

現 行	改 定	摘要
(54) 自然環境保全法 (55) 自然公園法 (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (58) 河川法施行法 (59) 技術士法 (60) 漁業法 (61) 空港法 (62) 計量法 (63) 厚生年金保険法 (64) 航路標識法 (65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (66) 最低賃金法 (67) 職業安定法 (68) 所得税法 (69) 水産資源保護法 (70) 船員保険法 (71) 著作権法 (72) 電波法 (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (75) 農薬取締法 (76) 毒物及び劇物取締法 (77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (79) 警備業法 (80) 地方税法 (81) 個人情報の保護に関する法律 (82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 1-1-1-38 官公庁等への手続等 1-1-1-39 施工時期及び施工時間の変更 1-1-1-40 工事測量 1-1-1-41 不可抗力による損害 1-1-1-42 特許権等 3. 著作権法に規定される著作物	(54) 自然環境保全法 (55) 自然公園法 (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (58) 河川法施行法 (59) 技術士法 (60) 漁業法 (61) 空港法 (62) 計量法 (63) 厚生年金保険法 (64) 航路標識法 (65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (66) 最低賃金法 (67) 職業安定法 (68) 所得税法 (69) 水産資源保護法 (70) 船員保険法 (71) 著作権法 (72) 電波法 (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (75) 農薬取締法 (76) 毒物及び劇物取締法 (77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (79) 警備業法 (80) 地方税法 (81) 個人情報の保護に関する法律 (82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 1-1-1-39 官公庁等への手続等 1-1-1-40 施工時期及び施工時間の変更 1-1-1-41 工事測量 1-1-1-42 不可抗力による損害 1-1-1-43 特許権等 3. 著作権法に規定される著作物	

現 行	改 定	摘要
発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和3年6月改正 法律第52号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。 1-1-1-43 保険の付保及び事故の補償 3. 建設業退職金共済制度の履行 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。 1-1-1-44 臨機の措置 1-1-1-45 不正軽油の使用の禁止 1-1-1-46 石綿使用の有無 第2章 土 工 第3節 河川土工・砂防土工 1-2-3-1 一般事項 4. 適用規定 受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-18建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。 6. 施工計画書 受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1-4施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。 (1) 処理方法（場所・形状等） (2) 排水計画 (3) 場内維持等 第4節 道路土工 1-2-4-1 一般事項 8. 適用規定 受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-18建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。 10. 施工計画書	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和6年6月改正 法律第55号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。 1-1-1-44 保険の付保及び事故の補償 3. 建設業退職金共済制度の履行 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。 また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示しなければならない。 1-1-1-45 臨機の措置 1-1-1-46 不正軽油の使用の禁止 1-1-1-47 石綿使用の有無 第2章 土 工 第3節 河川土工・砂防土工 1-2-3-1 一般事項 4. 適用規定 受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-20建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。 6. 施工計画書 受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1-6施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。 (1) 処理方法（場所・形状等） (2) 排水計画 (3) 場内維持等 第4節 道路土工 1-2-4-1 一般事項 8. 適用規定 受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-20建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。 10. 施工計画書	

現 行	改 定	摘要
受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1-4施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。 (1) 処理方法（場所・形状等） (2) 排水計画 (3) 場内維持等 1-2-4-4 路床盛土工 10. 路床盛土の締固め度 路床盛土の締固め度については、第1編1-1-1-23施工管理第8項の規定による。 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第3節 レディーミクストコンクリート 1-3-3-2 工場の選定 1. 一般事項 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正 法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。 第2編 材 料 編 第2章 土木工事材料 第3節 骨 材 2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1-6施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。 (1) 処理方法（場所・形状等） (2) 排水計画 (3) 場内維持等 1-2-4-4 路床盛土工 10. 路床盛土の締固め度 路床盛土の締固め度については、第1編1-1-1-26施工管理第8項の規定による。 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第3節 レディーミクストコンクリート 1-3-3-2 工場の選定 1. 一般事項 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。 第2編 材 料 編 第2章 土木工事材料 第3節 骨 材 2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材	

現 行					改 定					摘要
表2-2-4 再生砕石の粒度					表2-2-4 再生砕石の粒度					
粒 度 範 囲 (呼び名) ふるい目 の開き		40～ 0 (R C -40)	30～ 0 (R C -30)	20～ 0 (R C -20)	粒 度 範 囲 (呼び名) ふるい目 の開き		40～ 0 (R C -40)	30～ 0 (R C -30)	20～ 0 (R C -20)	
通 過 質 量 百 分 率 (%)	53mm	100			通 過 質 量 百 分 率 (%)	53mm	100			
	37. 5mm	95～100	100			37. 5mm	95～100	100		
	31. 5mm	－	95～100			31. 5mm	－	95～100		
	26. 5mm	－	－	100		26. 5mm	－	－	100	
	19mm	50～80	55～85	95～100		19mm	50～80	55～85	95～100	
	13. 2mm	－	－	60～90		13. 2mm	－	－	60～90	
	4. 75mm	15～40	15～45	20～50		4. 75mm	15～40	15～45	20～50	
	2. 36mm	5～25	5～30	10～35		2. 36mm	5～25	5～30	10～35	
〔注〕再生骨材の粒度は、モルタル粒などを 含んだ 破砕されたままの 見 かけ の骨材粒度を使用する。					〔注〕再生骨材の粒度は、モルタル粒などを 含む 破砕されたままの 見 掛 け の骨材粒度を使用する。					
表2-2-5 再生粒度調整砕石の粒度					表2-2-5 再生粒度調整砕石の粒度					
粒 度 範 囲 (呼び名) ふるい目 の開き		40～ 0 (R M-40)	30～ 0 (R M-30)	25～ 0 (R M-25)	粒 度 範 囲 (呼び名) ふるい目 の開き		40～ 0 (R M-40)	30～ 0 (R M-30)	25～ 0 (R M-25)	
通 過 質 量 百 分 率 (%)	53mm	100			通 過 質 量 百 分 率 (%)	53mm	100			
	37. 5mm	95～100	100			37. 5mm	95～100	100		
	31. 5mm	－	95～100	100		31. 5mm	－	95～100	100	
	26. 5mm	－	－	95～100		26. 5mm	－	－	95～100	
	19mm	60～90	60～ 90	－		19mm	60～90	60～ 90	－	
	13. 2mm	－	－	55～ 85		13. 2mm	－	－	55～ 85	
	4. 75mm	30～ 65	30～ 65	30～ 65		4. 75mm	30～ 65	30～ 65	30～ 65	
	2. 36mm	20～50	20～50	20～50		2. 36mm	20～50	20～50	20～50	
	425 μ m	10～30	10～30	10～30		425 μ m	10～30	10～30	10～30	
	75 μ m	2～10	2～10	2～10		75 μ m	2～10	2～10	2～10	
〔注〕再生骨材の粒度は、モルタル粒などを 含んだ 破砕されたまま					〔注〕再生骨材の粒度は、モルタル粒などを 含む 破砕されたままの					

現 行	改 定	摘 要																																												
の 見 かけ の骨材粒度を使用する。 2-2-3-4 アスファルト用再生骨材 再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は表2-2-12の規格に適合するものとする。 <table><tr><th colspan="3">表2-2-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</th></tr><tr><td colspan="2">旧アスファルトの含有量</td><td>%</td><td>3.8以上</td></tr><tr><td rowspan="2">旧アスファルトの性状</td><td>針入度</td><td>1 /10mm</td><td>20以上</td></tr><tr><td>圧裂係数</td><td>MPa/mm</td><td>1.70以下</td></tr><tr><td colspan="2">骨材の微粒分量</td><td>%</td><td>5以下</td></tr></table> 〔注1〕アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。 〔注2〕アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～13mm、13～5mm、5～0mmの3種類の粒度や20～13mm、13～0mmの2 種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。 〔注3〕アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。また、13～0mmあるいは13～5mm、5～0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。 〔注4〕アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 〔注5〕骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。 〔注6〕アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。 〔注7〕旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。	表2-2-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質			旧アスファルトの含有量		%	3.8以上	旧アスファルトの性状	針入度	1 /10mm	20以上	圧裂係数	MPa/mm	1.70以下	骨材の微粒分量		%	5以下	見 掛 け の骨材粒度を使用する。 2-2-3-4 アスファルト用再生骨材 再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質の目標値は、旧アスファルトの針入度による評価を実施する場合は表2-2-12、アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂による評価を適用する場合は表2-2-13とし、いずれか一方の目標値に適合するものとする。 <table><tr><th colspan="2">表2-2-12 針入度を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質</th></tr><tr><th>項目</th><th>目標値</th></tr><tr><td>旧アスファルトの含有量</td><td>%</td><td>3.8以上</td></tr><tr><td>旧アスファルトの針入度</td><td>(25℃) 1/10mm</td><td>20以上</td></tr><tr><td>骨材の微粒分量</td><td>%</td><td>5以下</td></tr></table> 〔注1〕アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。 〔注2〕アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量，針入度および骨材の微粒分量は，実際の製造に用いる13～0mmの粒度に適用する。なお，13mm以下が2種類に分級されている場合には，それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。 〔注3〕旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は，アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 〔注4〕骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。 〔注5〕アスファルト混合物層の切削材は，アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし，切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。 <table><tr><th colspan="2">表2-2-13 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質</th></tr><tr><th>項目</th><th>目標値</th></tr><tr><td>旧アスファルトの含有量</td><td>%</td><td>3.8以上</td></tr><tr><td>アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数</td><td>(25℃)Mpa/mm</td><td>1.70以下</td></tr><tr><td>骨材の微粒分量</td><td>%</td><td>5以下</td></tr></table> 〔注1〕アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト，新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。 〔注2〕アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は，実際の製造に用いる13～0mmの粒度に適用する。なお，13mm以下が2種類に分級されている場合には，それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。 〔注3〕旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は，アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。	表2-2-12 針入度を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質		項目	目標値	旧アスファルトの含有量	%	3.8以上	旧アスファルトの針入度	(25℃) 1/10mm	20以上	骨材の微粒分量	%	5以下	表2-2-13 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質		項目	目標値	旧アスファルトの含有量	%	3.8以上	アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数	(25℃)Mpa/mm	1.70以下	骨材の微粒分量	%	5以下	
表2-2-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質																																														
旧アスファルトの含有量		%	3.8以上																																											
旧アスファルトの性状	針入度	1 /10mm	20以上																																											
	圧裂係数	MPa/mm	1.70以下																																											
骨材の微粒分量		%	5以下																																											
表2-2-12 針入度を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質																																														
項目	目標値																																													
旧アスファルトの含有量	%	3.8以上																																												
旧アスファルトの針入度	(25℃) 1/10mm	20以上																																												
骨材の微粒分量	%	5以下																																												
表2-2-13 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質																																														
項目	目標値																																													
旧アスファルトの含有量	%	3.8以上																																												
アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数	(25℃)Mpa/mm	1.70以下																																												
骨材の微粒分量	%	5以下																																												

現 行	改 定	摘要
2-2-3-5 フィラー 2. 石灰岩の石粉等の粒度範囲 石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は表2-2-13の規格に適合するものとする。 表2-2-13 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲 3. 石灰岩以外の石粉の規定 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は、表2-2-14の規格に適合するものとする。 表2-2-14 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定 2-2-3-6 安定材 1. 瀝青材料の品質 瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表2-2-15に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-2-16に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。 表2-2-15 舗装用石油アスファルトの規格 表2-2-16 石油アスファルト乳剤の規格 第6節 セメント及び混和材料 2-2-6-2 セメント 1. 適用規格 セメントは、表2-2-17の規格に適合するものとする。 表2-2-17 セメントの種類	〔注4〕アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は、13～5mmと5～0mmに分級し、これらを質量比1:1に調整した上で、最大密度の測定と供試体の作製に供する。作製した供試体の厚さは50.0±1.0mmとし、供試体が所定の空隙率（ノギスを用いる場合は9%，水中の見掛け質量を用いる場合は7%）を超えた場合、圧裂試験に供することができない。 〔注5〕骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。 〔注6〕アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。 2-2-3-5 フィラー 2. 石灰岩の石粉等の粒度範囲 石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は表2-2-14の規格に適合するものとする。 表2-2-14 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲 3. 石灰岩以外の石粉の規定 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は、表2-2-15の規格に適合するものとする。 表2-2-15 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定 2-2-3-6 安定材 1. 瀝青材料の品質 瀝青安定処理に使用する瀝青材料（再生舗装工法における新アスファルトを含む）の品質は、表2-2-16に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-2-17に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。 表2-2-16 舗装用石油アスファルトの規格 表2-2-17 石油アスファルト乳剤の規格 第6節 セメント及び混和材料 2-2-6-2 セメント 1. 適用規格 セメントは、表2-2-18の規格に適合するものとする。 表2-2-18 セメントの種類	

現 行	改 定	摘要
3. 普通ポルトランドセメントの品質 普通ポルトランドセメントの品質は、表2-2-18の規格に適合するものとする。 表2-2-18 普通ポルトランドセメントの品質 第8節 瀝青材料 2-2-8-1 一般瀝青材料 1. 適用規格 舗装用石油アスファルトは、第2編2-2-3-6安定材の表2-2-15の規格に適合するものとする。 2. ポリマー改質アスファルト ポリマー改質アスファルトの性状は、表2-2-19の規格に適合するものとする。 なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-2-19に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。 表2-2-19 ポリマー改質アスファルトの標準的性状 3. セミブローンアスファルト セミブローンアスファルトは、表2-2-20の規格に適合するものとする。 表2-2-20 セミブローンアスファルト（AC-100）の規格 4. 硬質アスファルトに用いるアスファルト 硬質アスファルトに用いるアスファルトは、表2-2-21の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は、表2-2-22の規格に適合するものとする。 表2-2-21 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状 表2-2-22 硬質アスファルトの標準的性状 5. 石油アスファルト乳剤 石油アスファルト乳剤は、表2-2-16、表2-2-23の規格に適合するものとする。 表2-2-23 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状 6. グースアスファルトに用いるアスファルト グースアスファルトに用いるアスファルトは、表2-2-21に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。 7. グースアスファルト グースアスファルトは、表2-2-22に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。	3. 普通ポルトランドセメントの品質 普通ポルトランドセメントの品質は、表2-2-19の規格に適合するものとする。 表2-2-19 普通ポルトランドセメントの品質 第8節 瀝青材料 2-2-8-1 一般瀝青材料 1. 適用規格 舗装用石油アスファルトは、第2編2-2-3-6安定材の表2-2-16の規格に適合するものとする。 2. ポリマー改質アスファルト ポリマー改質アスファルトの性状は、表2-2-20の規格に適合するものとする。 なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-2-20に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。 表2-2-20 ポリマー改質アスファルトの標準的性状 3. セミブローンアスファルト セミブローンアスファルトは、表2-2-21の規格に適合するものとする。 表2-2-21 セミブローンアスファルト（AC-100）の規格 4. 硬質アスファルトに用いるアスファルト 硬質アスファルトに用いるアスファルトは、表2-2-22の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は、表2-2-23の規格に適合するものとする。 表2-2-22 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状 表2-2-23 硬質アスファルトの標準的性状 5. 石油アスファルト乳剤 石油アスファルト乳剤は、表2-2-16、表2-2-24の規格に適合するものとする。 表2-2-24 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状 6. グースアスファルトに用いるアスファルト グースアスファルトに用いるアスファルトは、表2-2-22に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。 7. グースアスファルト グースアスファルトは、表2-2-23に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。	

現 行	改 定	摘 要																												
2-2-8-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和5年9月改正 政令第276号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。 表2-2-24 再生用添加剤の品質（エマルジョン系） 表2-2-25 再生用添加剤の品質（オイル系） 表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状 プラント再生用 <table><tr><th>項 目</th><th>標準的性状</th></tr><tr><td>動 粘 度（60℃）mm²/s</td><td>80～1,000</td></tr><tr><td>引 火 点 ℃</td><td>250以上</td></tr><tr><td>薄膜加熱後の粘度比（60℃）</td><td>2以下</td></tr><tr><td>薄膜加熱質量変化率 %</td><td>±3以内</td></tr><tr><td>密 度（15℃）g/cm³</td><td>報告</td></tr><tr><td>組 成（石油学会法JPI-5S-70-10）</td><td>報告</td></tr></table> [注]密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³以上とすることが望ましい。 第12節 道路標識及び区画線 2-2-12-1 道路標識 (4) 反射シート 標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-27、表2-2-28に示す規格以上のものとする。 また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひび割れ、剥れが生じないものとする。 なお、受注者は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督員の確認を受けなければならない。 表2-2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能 表2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能	項 目	標準的性状	動 粘 度（60℃）mm ² /s	80～1,000	引 火 点 ℃	250以上	薄膜加熱後の粘度比（60℃）	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	±3以内	密 度（15℃）g/cm ³	報告	組 成（石油学会法JPI-5S-70-10）	報告	2-2-8-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和5年9月改正 政令第276号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-25、表2-2-26、表2-2-27の規格に適合するものとする。 表2-2-25 再生用添加剤の品質（エマルジョン系） 表2-2-26 再生用添加剤の品質（オイル系） 表2-2-27 再生用添加剤の標準的性状 プラント再生用 <table><tr><th>項 目</th><th>標準的性状</th></tr><tr><td>動 粘 度（60℃）mm²/s</td><td>80～1,000</td></tr><tr><td>引 火 点 ℃</td><td>250以上</td></tr><tr><td>薄膜加熱後の粘度比（60℃）</td><td>2以下</td></tr><tr><td>薄膜加熱質量変化率 %</td><td>±3以内</td></tr><tr><td>密 度（15℃）g/cm³</td><td>報告</td></tr><tr><td>組 成（石油学会法JPI-5S-77-19）</td><td>報告</td></tr></table> [注]密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³以上とすることが望ましい。 第12節 道路標識及び区画線 2-2-12-1 道路標識 (4) 反射シート 標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-28、表2-2-29に示す規格以上のものとする。 また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひび割れ、剥れが生じないものとする。 なお、受注者は、表2-2-28、表2-2-29に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督員の確認を受けなければならない。 表2-2-28 封入レンズ型反射シートの反射性能 表2-2-29 カプセルレンズ型反射シートの反射性能	項 目	標準的性状	動 粘 度（60℃）mm ² /s	80～1,000	引 火 点 ℃	250以上	薄膜加熱後の粘度比（60℃）	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	±3以内	密 度（15℃）g/cm ³	報告	組 成（石油学会法JPI-5S-77-19）	報告	
項 目	標準的性状																													
動 粘 度（60℃）mm ² /s	80～1,000																													
引 火 点 ℃	250以上																													
薄膜加熱後の粘度比（60℃）	2以下																													
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内																													
密 度（15℃）g/cm ³	報告																													
組 成（石油学会法JPI-5S-70-10）	報告																													
項 目	標準的性状																													
動 粘 度（60℃）mm ² /s	80～1,000																													
引 火 点 ℃	250以上																													
薄膜加熱後の粘度比（60℃）	2以下																													
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内																													
密 度（15℃）g/cm ³	報告																													
組 成（石油学会法JPI-5S-77-19）	報告																													

現 行	改 定	摘要																																																																																																																		
第3編 土木工事共通編 第1章 総 則 第1節 総 則 3-1-1-5 監督員による確認及び立会等 表3-1-1 段階確認一覧表 <table><tr><th>種 別</th><th>細 別</th><th>確認時期</th></tr><tr><td rowspan="4">共通（主な工種）</td><td>掘削・床掘</td><td>土(岩)質の変化した時 掘削・床掘完了時</td></tr><tr><td>材料</td><td>施工前</td></tr><tr><td>配筋</td><td>鉄筋組立完了時</td></tr><tr><td>埋戻し</td><td>埋戻し前 注3</td></tr><tr><td>指定仮設工</td><td></td><td>設置完了時</td></tr><tr><td rowspan="2">矢板工(任意仮設を除く)</td><td>鋼矢板</td><td>打込時</td></tr><tr><td>鋼管矢板</td><td>打込完了時</td></tr><tr><td rowspan="3">安定処理工</td><td>表層混合処理・路床安定処理</td><td>処理完了時</td></tr><tr><td>置換</td><td>掘削完了時</td></tr><tr><td>サンドマット</td><td>処理完了時</td></tr><tr><td rowspan="3">バーチカルドレーン工</td><td>サンドドレーン</td><td>施工時</td></tr><tr><td>袋詰式サンドドレーン</td><td>施工完了時</td></tr><tr><td>ペーパードレーン等</td><td></td></tr><tr><td>締固め改良工</td><td>サンドコンパクションパイル</td><td>施工時 施工完了時</td></tr><tr><td rowspan="4">固結工</td><td>粉体噴射攪拌</td><td rowspan="3">施工時 施工完了時</td></tr><tr><td>高圧噴射攪拌</td></tr><tr><td>セメントミルク攪拌</td></tr><tr><td>生石灰パイル等</td><td></td></tr><tr><td></td><td>薬液注入</td><td>施工時</td></tr><tr><td rowspan="2">ロックボルト</td><td>削孔</td><td>削孔機械設置時 削孔完了時</td></tr><tr><td>確認試験</td><td>定着後</td></tr><tr><td rowspan="2">グラウンドアンカー</td><td>削孔</td><td>削孔機械設置時 削孔完了時</td></tr><tr><td>多サイクル確認試験</td><td>定着後</td></tr></table>	種 別	細 別	確認時期	共通（主な工種）	掘削・床掘	土(岩)質の変化した時 掘削・床掘完了時	材料	施工前	配筋	鉄筋組立完了時	埋戻し	埋戻し前 注3	指定仮設工		設置完了時	矢板工(任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	鋼管矢板	打込完了時	安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時	置換	掘削完了時	サンドマット	処理完了時	バーチカルドレーン工	サンドドレーン	施工時	袋詰式サンドドレーン	施工完了時	ペーパードレーン等		締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時	固結工	粉体噴射攪拌	施工時 施工完了時	高圧噴射攪拌	セメントミルク攪拌	生石灰パイル等			薬液注入	施工時	ロックボルト	削孔	削孔機械設置時 削孔完了時	確認試験	定着後	グラウンドアンカー	削孔	削孔機械設置時 削孔完了時	多サイクル確認試験	定着後	第3編 土木工事共通編 第1章 総 則 第1節 総 則 3-1-1-5 監督員による確認及び立会等 表3-1-1 段階確認一覧表 <table><tr><th>種 別</th><th>細 別</th><th>確認時期</th></tr><tr><td rowspan="4">共通（主な工種）</td><td>掘削・床掘</td><td>土(岩)質の変化した時 掘削・床掘完了時</td></tr><tr><td>材料</td><td>施工前</td></tr><tr><td>配筋</td><td>鉄筋組立完了時</td></tr><tr><td>埋戻し</td><td>埋戻し前 注3</td></tr><tr><td>指定仮設工</td><td></td><td>設置完了時</td></tr><tr><td rowspan="2">矢板工(任意仮設を除く)</td><td>鋼矢板</td><td>打込時</td></tr><tr><td>鋼管矢板</td><td>打込完了時</td></tr><tr><td rowspan="3">安定処理工</td><td>表層混合処理・路床安定処理</td><td>処理完了時</td></tr><tr><td>置換</td><td>掘削完了時</td></tr><tr><td>サンドマット</td><td>処理完了時</td></tr><tr><td rowspan="3">バーチカルドレーン工</td><td>サンドドレーン</td><td>施工時</td></tr><tr><td>袋詰式サンドドレーン</td><td>施工完了時</td></tr><tr><td>ペーパードレーン等</td><td></td></tr><tr><td>締固め改良工</td><td>サンドコンパクションパイル</td><td>施工時 施工完了時</td></tr><tr><td rowspan="4">固結工</td><td>粉体噴射攪拌</td><td rowspan="3">施工時 施工完了時</td></tr><tr><td>高圧噴射攪拌</td></tr><tr><td>セメントミルク攪拌</td></tr><tr><td>生石灰パイル等</td><td></td></tr><tr><td></td><td>薬液注入</td><td>施工時</td></tr><tr><td rowspan="2">ロックボルト</td><td>削孔</td><td>削孔機械設置時 削孔完了時</td></tr><tr><td>確認試験</td><td>定着後</td></tr><tr><td rowspan="2">グラウンドアンカー</td><td>削孔</td><td>削孔機械設置時 削孔完了時</td></tr><tr><td>多サイクル確認試験</td><td>定着後</td></tr></table>	種 別	細 別	確認時期	共通（主な工種）	掘削・床掘	土(岩)質の変化した時 掘削・床掘完了時	材料	施工前	配筋	鉄筋組立完了時	埋戻し	埋戻し前 注3	指定仮設工		設置完了時	矢板工(任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	鋼管矢板	打込完了時	安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時	置換	掘削完了時	サンドマット	処理完了時	バーチカルドレーン工	サンドドレーン	施工時	袋詰式サンドドレーン	施工完了時	ペーパードレーン等		締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時	固結工	粉体噴射攪拌	施工時 施工完了時	高圧噴射攪拌	セメントミルク攪拌	生石灰パイル等			薬液注入	施工時	ロックボルト	削孔	削孔機械設置時 削孔完了時	確認試験	定着後	グラウンドアンカー	削孔	削孔機械設置時 削孔完了時	多サイクル確認試験	定着後	
種 別	細 別	確認時期																																																																																																																		
共通（主な工種）	掘削・床掘	土(岩)質の変化した時 掘削・床掘完了時																																																																																																																		
	材料	施工前																																																																																																																		
	配筋	鉄筋組立完了時																																																																																																																		
	埋戻し	埋戻し前 注3																																																																																																																		
指定仮設工		設置完了時																																																																																																																		
矢板工(任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時																																																																																																																		
	鋼管矢板	打込完了時																																																																																																																		
安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時																																																																																																																		
	置換	掘削完了時																																																																																																																		
	サンドマット	処理完了時																																																																																																																		
バーチカルドレーン工	サンドドレーン	施工時																																																																																																																		
	袋詰式サンドドレーン	施工完了時																																																																																																																		
	ペーパードレーン等																																																																																																																			
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時																																																																																																																		
固結工	粉体噴射攪拌	施工時 施工完了時																																																																																																																		
	高圧噴射攪拌																																																																																																																			
	セメントミルク攪拌																																																																																																																			
	生石灰パイル等																																																																																																																			
	薬液注入	施工時																																																																																																																		
ロックボルト	削孔	削孔機械設置時 削孔完了時																																																																																																																		
	確認試験	定着後																																																																																																																		
グラウンドアンカー	削孔	削孔機械設置時 削孔完了時																																																																																																																		
	多サイクル確認試験	定着後																																																																																																																		
種 別	細 別	確認時期																																																																																																																		
共通（主な工種）	掘削・床掘	土(岩)質の変化した時 掘削・床掘完了時																																																																																																																		
	材料	施工前																																																																																																																		
	配筋	鉄筋組立完了時																																																																																																																		
	埋戻し	埋戻し前 注3																																																																																																																		
指定仮設工		設置完了時																																																																																																																		
矢板工(任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時																																																																																																																		
	鋼管矢板	打込完了時																																																																																																																		
安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時																																																																																																																		
	置換	掘削完了時																																																																																																																		
	サンドマット	処理完了時																																																																																																																		
バーチカルドレーン工	サンドドレーン	施工時																																																																																																																		
	袋詰式サンドドレーン	施工完了時																																																																																																																		
	ペーパードレーン等																																																																																																																			
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時																																																																																																																		
固結工	粉体噴射攪拌	施工時 施工完了時																																																																																																																		
	高圧噴射攪拌																																																																																																																			
	セメントミルク攪拌																																																																																																																			
	生石灰パイル等																																																																																																																			
	薬液注入	施工時																																																																																																																		
ロックボルト	削孔	削孔機械設置時 削孔完了時																																																																																																																		
	確認試験	定着後																																																																																																																		
グラウンドアンカー	削孔	削孔機械設置時 削孔完了時																																																																																																																		
	多サイクル確認試験	定着後																																																																																																																		

現 行			改 定			摘要
	種 別	細 別	確認時期			
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時 打込完了時（打込杭） 掘削完了時（中掘杭） 施工完了時（中掘杭） 杭頭処理完了時		既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時 打込完了時（打込杭） 掘削完了時（中掘杭） 施工完了時（中掘杭） 杭頭処理完了時
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	施工完了時 杭頭処理完了時		場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	施工完了時 杭頭処理完了時
深礎工		施工完了時 グラウト注入時		深礎工		施工完了時 グラウト注入時
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄査据付け完了時 本体設置前(オープンケーソン)		オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄査据付け完了時 本体設置前(オープンケーソン)
鋼管矢板基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時		鋼管矢板基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前		護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前
鋼製堰堤仮組立検査		仮組立完了時		鋼製堰堤仮組立検査		仮組立完了時
ダム工基礎地盤検査	砂防堰堤を含む	床掘完了時 注4		ダム工基礎地盤検査	砂防堰堤を含む	床掘完了時 注4
路床盛土工		施工完了時		路床盛土工		施工完了時
下層・上層路盤		施工完了時		下層・上層路盤		施工完了時
橋梁上部工	材料・原寸検査			橋梁上部工	材料・原寸検査	
	鋼橋仮組立検査	仮組立完了時 注5			鋼橋仮組立検査	仮組立完了時 注5
	架設状況検査				架設状況検査	
	ポストテンションT（I）桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工	プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立完了時(工場製作除く)			ポストテンションT（I）桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工	プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立完了時(工場製作除く)
橋梁下部工	橋台・橋脚工	杏座の位置決定時		橋梁下部工	橋台・橋脚工	杏座の位置決定時
トンネル	トンネル支保工 トンネル覆工	支保工完了時(支保工変化毎) 施工時(構造の変化時)		トンネル	トンネル支保工	支保工完了時(支保工変化毎)
					トンネル覆工	施工時(構造の変化時)
					トンネルセントル工場検査	
下水道				下水道	シールドマシン工場検査	
機械・電気				機械・電気	機械・電気機器工場検査	

現 行			改 定			摘要
	トンネルセントル工場検査		二次製品JIS外工場検査			
下水道	シールドマシン工場検査		法面工	ラス・アンカーピン検査	ラス張り完了時	
機械・電気	機械・電気機器工場検査		落石防止網アンカー		固定アンカー完了時	
二次製品JIS外工場検査						
法面工	ラス・アンカーピン検査	ラス張り完了時				
落石防止網アンカー		固定アンカー完了時				
第2章 一般施工			第2章 一般施工			
第2節 適用すべき諸基準			第2節 適用すべき諸基準			
受注者は、 設計図書 において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。			受注者は、 設計図書 において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。			
また、基準類と 設計図書 に相違がある場合は、原則として 設計図書 の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と 協議 しなければならない。			また、基準類と 設計図書 に相違がある場合は、原則として 設計図書 の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と 協議 しなければならない。			
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）	（平成29年11月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）	（平成29年11月）	
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼橋・鋼部材編）	（平成29年11月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼橋・鋼部材編）	（平成29年11月）	
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編）	（平成29年11月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編）	（平成29年11月）	
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	（令和2年9月）	日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	（令和2年9月）	
日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）	日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）	
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	（平成31年3月）	日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	（平成31年3月）	
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	（平成4年12月）	日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	（平成4年12月）	
日本道路協会	転圧コンクリート舗装技術指針（案）	（平成2年11月）	日本道路協会	転圧コンクリート舗装技術指針（案）	（平成2年11月）	
建設省	薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	（昭和49年7月）	建設省	薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	（昭和49年7月）	
建設省	薬液注入工事に係る施工管理等について	（平成2年9月）	建設省	薬液注入工事に係る施工管理等について	（平成2年9月）	
日本グラウト協会	薬液注入工法の設計・施工指針	（平成元年6月）	日本グラウト協会	薬液注入工法の設計・施工指針	（平成元年6月）	
国土交通省	仮締切堤設置基準（案）	（平成26年12月一部改正）	国土交通省	仮締切堤設置基準（案）	（令和6年3月一部改正）	
環境省	水質汚濁に係る環境基準（令和5年3月13日環境省告示第6号）	（令和5年3月）	環境省	水質汚濁に係る環境基準（令和5年3月13日環境省告示第6号）	（令和5年3月）	
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧	（令和3年3月）	日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧	（令和3年3月）	
日本道路協会	杭基礎施工便覧	（令和2年9月）	日本道路協会	杭基礎施工便覧	（令和2年9月）	
全国特定法面保護協会	のり枠工の設計・施工指針	（平成25年10月）	全国特定法面保護協会	のり枠工の設計・施工指針	（平成25年10月）	
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	（平成24年5月）	地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	（平成24年5月）	
日本道路協会	道路土工－軟弱地盤対策工指針	（平成24年8月）	日本道路協会	道路土工－軟弱地盤対策工指針	（平成24年8月）	
日本道路協会	道路土工要綱	（平成21年6月）	日本道路協会	道路土工要綱	（平成21年6月）	
日本道路協会	道路土工－盛土工指針	（平成22年4月）	日本道路協会	道路土工－盛土工指針	（平成22年4月）	
日本道路協会	道路土工－切土工・斜面安定工指針	（平成21年6月）	日本道路協会	道路土工－切土工・斜面安定工指針	（平成21年6月）	
日本道路協会	道路土工－擁壁工指針	（平成24年7月）	日本道路協会	道路土工－擁壁工指針	（平成24年7月）	
日本道路協会	道路土工－カルバート工指針	（平成22年3月）	日本道路協会	道路土工－カルバート工指針	（平成22年3月）	
日本道路協会	道路土工－仮設構造物工指針	（平成11年3月）	日本道路協会	道路土工－仮設構造物工指針	（平成11年3月）	

現 行			改 定			摘要
日本道路協会	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	(令和3年10月)	日本道路協会	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	(令和3年10月)	
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成22年11月)	日本道路協会	舗装再生便覧	(令和6年3月)	
日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年2月)	日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年2月)	
日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧〔令和4年度改訂版〕	(令和5年2月)	日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧〔令和4年度改訂版〕	(令和5年2月)	
建設省	トンネル工事における可燃性ガス対策について	(昭和53年7月)	建設省	トンネル工事における可燃性ガス対策について	(昭和53年7月)	
建設業労働災害防止協会	ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）	(令和3年4月)	建設業労働災害防止協会	ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）	(令和3年4月)	
建設省	道路附属物の基礎について	(昭和50年7月)	建設省	道路附属物の基礎について	(昭和50年7月)	
日本道路協会	道路標識設置基準・同解説	(令和2年6月)	日本道路協会	道路標識設置基準・同解説	(令和2年6月)	
日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説	(昭和59年10月)	日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説	(昭和59年10月)	
建設省	土木構造物設計マニュアル（案）〔土工構造物・橋梁編〕	(平成11年11月)	建設省	土木構造物設計マニュアル（案）〔土工構造物・橋梁編〕	(平成11年11月)	
建設省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）〔ボックスカルバート・擁壁編〕	(平成11年11月)	建設省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）〔ボックスカルバート・擁壁編〕	(平成11年11月)	
国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱	(平成14年5月)	国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱	(平成14年5月)	
厚生労働省	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	(令和2年7月)	厚生労働省	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	(令和2年7月)	
国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）〔樋門編〕	(平成13年12月)	国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）〔樋門編〕	(平成13年12月)	
国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）〔樋門編〕	(平成13年12月)	国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）〔樋門編〕	(平成13年12月)	
国土交通省	道路土工構造物技術基準	(平成27年3月)	国土交通省	道路土工構造物技術基準	(平成27年3月)	
厚生労働省	騒音障害防止のためのガイドライン	(令和5年4月)	厚生労働省	騒音障害防止のためのガイドライン	(令和5年4月)	
厚生労働省	手すり先行工法等に関するガイドライン	(平成21年4月)	厚生労働省	手すり先行工法等に関するガイドライン	(令和5年12月)	
土木学会	コンクリート標準示方書（規準編）〔2023年制定〕	(2023年9月)	土木学会	コンクリート標準示方書（規準編）〔2023年制定〕	(2023年9月)	
地盤工学会	地山補強土工法設計・施工マニュアル	(平成23年8月)	地盤工学会	地山補強土工法設計・施工マニュアル	(平成23年8月)	
山梨県県土整備部	土木工事設計マニュアル 道路編Ⅰ（道路編）		山梨県県土整備部	土木工事設計マニュアル 道路編Ⅰ（道路編）		
山梨県県土整備部	土木工事設計マニュアル 道路編Ⅱ（橋梁編）		山梨県県土整備部	土木工事設計マニュアル 道路編Ⅱ（橋梁編）		
山梨県県土整備部	土木工事設計マニュアル 河川・砂防編		山梨県県土整備部	土木工事設計マニュアル 河川・砂防編		

第3節 共通の工程

3-2-3-32 かごマット工

表3-2-10 要求性能の確認方法

項目		要求性能	確認方法		
			試験方法	試験条件	基準値
線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるめっき溶脱後の母材鉄線の写真撮影	めっきを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと
	強度	洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547 に準拠)	-	引張強さ 290N/mm ² 以上

第3節 共通の工程

3-2-3-32 かごマット工

表3-2-10 要求性能の確認方法

項目		要求性能	確認方法		
			試験方法	試験条件	基準値
線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるめっき溶脱後の母材鉄線の写真撮影	めっきを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと
	強度	洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547 に準拠)	-	引張強さ 290N/mm ² 以上

現 行						改 定						摘要	
	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠)	塩化物イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000時間	めっき残存量 30g/㎡以上		耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠)	塩化物イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000時間	めっき残存量 30g/㎡以上		
			線材摩耗試験	回転数 20,000回転					線材摩耗試験	回転数 20,000回転			
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと				均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと				
環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと	鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと				環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと	鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと					
上記性能に加えて蓋材に要求される性能	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさ有すること	面的摩擦試験 または 線的摩擦試験	-	摩擦係数 0.90以上		摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさ有すること	面的摩擦試験 または 線的摩擦試験	-	摩擦係数 0.90以上		
	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	線材摩耗試験の 線的摩擦試験 または 面材摩耗試験の 面的摩擦試験	[線材摩耗試験の場合] 回転数2,500回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数100回転	摩擦係数 0.90以上 (初期摩耗後)		摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	線材摩耗試験の 線的摩擦試験 または 面材摩耗試験の 面的摩擦試験	[線材摩耗試験の場合] 回転数2,500回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数100回転	摩擦係数 0.90以上 (初期摩耗後)		
[注1] 表3-2-11の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、1回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験（表3-2-13）を行うものとする。						[注1] 表3-2-10の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、1回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験（表3-2-12）を行うものとする。							
[注2] めっき鉄線以外の線材についても、鉄線籠型基準「7. 線材に要求される性能」に基づく要求性能を満足することを 確認 した公的試験機関による審査証明を事前に監督員に 提出 し、 確認 を受けなければならない。						[注2] めっき鉄線以外の線材についても、鉄線籠型基準「7. 線材に要求される性能」に基づく要求性能を満足することを 確認 した公的試験機関による審査証明を事前に監督員に 提出 し、 確認 を受けなければならない。							
第6節 一般舗装工													
3-2-6-3 アスファルト舗装の材料													
11. アスファルト安定処理の材料規格													
加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表3-2-21、表3-2-22の規格に適合するものとする。													
表3-2-21 鉄鋼スラグの品質規格													
材 料 名	呼び名	表乾密度 (g/cm³)	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水 浸 膨張比 (%)								
クラッシュラン製鋼スラグ	C S S	-	-	50以下	2.0以下								
単粒度製鋼スラグ	S S	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下								
[注] 水浸膨張比の規格は、3ヶ月以上通常エージングした後の製鋼スラグに適用する。また、試験方法は舗装調査・試験法便覧 B014を参照する。													
表3-2-22 アスファルトコンクリート再生骨材の品質													
旧アスファルトの含有量				%		3.8以上							
旧アスファルトの性状		針入度		1/10mm		20以上							
		圧裂係数		MPa/mm		1.70以下							
骨材の微粒分量				%		5以下							
[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに													

現 行	改 定	摘要
用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。 〔注2〕アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～13mm、13～5mm、5～0mmの3種類の粒度や20～13mm、13～0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。 〔注3〕アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。また、13～0mmあるいは13～5mm、5～0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。 〔注4〕アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 〔注5〕骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。 〔注6〕アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。 〔注7〕旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。 15. 適用規格（再生アスファルト(2)） 再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧（日本道路協会、平成22年11月）による。 20. 適用規定（加熱アスファルト） アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。 (1) アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-2-23、表3-2-24の規格に適合するものとする。 (2) 密粒度アスファルト混合物の骨材の最大粒径は車道部20mm、歩道部及び車道部のすりつけ舗装は20mmまたは13mmとする。 (3) アスカーブの材料については設計図書によらなければならない。 21. マーシャル安定度試験 表3-2-23、表3-2-24に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。 表3-2-23 マーシャル安定度試験基準値 表3-2-24 アスファルト混合物の種類と粒度範囲 3-2-6-7 アスファルト舗装工 3. セメント及び石灰安定処理の規定	15. 適用規格（再生アスファルト(2)） 再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧（日本道路協会、令和6年3月）による。 20. 適用規定（加熱アスファルト） アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。 (1) アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-2-21、表3-2-22の規格に適合するものとする。 (2) 密粒度アスファルト混合物の骨材の最大粒径は車道部20mm、歩道部及び車道部のすりつけ舗装は20mmまたは13mmとする。 (3) アスカーブの材料については設計図書によらなければならない。 21. マーシャル安定度試験 表3-2-21、表3-2-22に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。 表3-2-21 マーシャル安定度試験基準値 表3-2-22 アスファルト混合物の種類と粒度範囲 3-2-6-7 アスファルト舗装工 3. セメント及び石灰安定処理の規定	

現 行	改 定	摘要
(3) セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表3-2-25の規格による。 ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。 表3-2-25 安定処理路盤の品質規格 4. 加熱アスファルト安定処理の規定 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。 (1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-26に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。 表3-2-26 マーシャル安定度試験基準値 3-2-6-8 半たわみ性舗装工 4. 適用規定 受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1 半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章 10-3-7 施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「舗装再生便覧第2章2-7施工」（日本道路協会、平成22年11月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 3-2-6-9 排水性舗装工 2. 適用規定（2） 受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装再生便覧2-7施工」（日本道路協会、平成22年11月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 3. バインダ（アスファルト）の標準的性状 ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表3-2-27の標準的性状を満足するものでなければならない。 表3-2-27 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状 4. タックコートに用いる瀝青材 タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤（PKR-T）を使用することとし、表3-2-28の標準的性状を満足するものでなければならない。	(3) セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表3-2-23の規格による。 ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。 表3-2-23 安定処理路盤の品質規格 4. 加熱アスファルト安定処理の規定 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。 (1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-24に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。 表3-2-24 マーシャル安定度試験基準値 3-2-6-8 半たわみ性舗装工 4. 適用規定 受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1 半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章 10-3-7 施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「舗装再生便覧第2章2-8施工」（日本道路協会、令和6年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 3-2-6-9 排水性舗装工 2. 適用規定（2） 受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装再生便覧2-8施工」（日本道路協会、令和6年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 3. バインダ（アスファルト）の標準的性状 ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表3-2-25の標準的性状を満足するものでなければならない。 表3-2-25 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状 4. タックコートに用いる瀝青材 タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤（PKR-T）を使用することとし、表3-2-26の標準的性状を満足するものでなければならない。	

現 行	改 定	摘要
表3-2-28 アスファルト乳剤の標準的性状 5. ポーラスアスファルト混合物の配合 ポーラスアスファルト混合物の配合は表3-2-29を標準とし、表3-2-30に示す目標値を満足するように決定する。 なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会、平成18年2月）及び「舗装施工便覧」（日本道路協会、平成18年2月）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。 表 3-2-29 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲 表 3-2-30 ポーラスアスファルト混合物の目標値 8. 施工工程 受注者は、第1編1-1-1-4第1項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。 3-2-6-11 グースアスファルト舗装工 6. 接着剤の塗布 接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。 (1) 受注者は、接着剤にゴムアスファルト系接着剤の溶剤型を使用しなければならない。 (2) 接着剤の規格は表3-2-31、表3-2-32を満足するものでなければならない。 表3-2-31 接着剤の規格鋼床版用 表3-2-32 接着剤の規格コンクリート床版用 8. グースアスファルトの示方配合 グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定による。 (1) 骨材の標準粒度範囲は表3-2-33に適合するものとする。 表3-2-33 骨材の標準粒度範囲 (2) 標準アスファルト量の規格は表3-2-34に適合するものとする。 表3-2-34 標準アスファルト量	表3-2-26 アスファルト乳剤の標準的性状 5. ポーラスアスファルト混合物の配合 ポーラスアスファルト混合物の配合は表3-2-27を標準とし、表3-2-28に示す目標値を満足するように決定する。 なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会、平成18年2月）及び「舗装施工便覧」（日本道路協会、平成18年2月）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。 表 3-2-27 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲 表3-2-28 ポーラスアスファルト混合物の目標値 8. 施工工程 受注者は、第1編1-1-1-6第1項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。 3-2-6-11 グースアスファルト舗装工 6. 接着剤の塗布 接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。 (1) 受注者は、接着剤にゴムアスファルト系接着剤の溶剤型を使用しなければならない。 (2) 接着剤の規格は表3-2-29、表3-2-30を満足するものでなければならない。 表3-2-29 接着剤の規格鋼床版用 表3-2-30 接着剤の規格コンクリート床版用 8. グースアスファルトの示方配合 グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定による。 (1) 骨材の標準粒度範囲は表3-2-31に適合するものとする。 表3-2-31 骨材の標準粒度範囲 (2) 標準アスファルト量の規格は表3-2-32に適合するものとする。 表3-2-32 標準アスファルト量	

現 行	改 定	摘要
9. 設計アスファルト量の決定 設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。 (1) 示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表3-2-35の基準値を満足するものでなければならない。 表3-2-35 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値 11. 混合物の製造 混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。 (1) アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表3-2-36を満足するものとする。 表3-2-36 アスファルトプラントにおける標準加熱温度 13. 目地工の施工 (4) 成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表3-2-37の規格を満足するものでなければならない。 表3-2-37 目地材の規格 3-2-6-12 コンクリート舗装工 3. セメント及び石灰安定処理の規定 (3) 下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-2-38、表3-2-39の規格に適合するものとする。 ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。 表3-2-38 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格 表3-2-39 安定処理路盤（上層路盤）の品質規格 4. 加熱アスファルト安定処理の規定 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 (1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-40に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	9. 設計アスファルト量の決定 設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。 (1) 示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表3-2-33の基準値を満足するものでなければならない。 表3-2-33 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値 11. 混合物の製造 混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。 (1) アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表3-2-34を満足するものとする。 表3-2-34 アスファルトプラントにおける標準加熱温度 13. 目地工の施工 (4) 成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表3-2-35の規格を満足するものでなければならない。 表3-2-35 目地材の規格 3-2-6-12 コンクリート舗装工 3. セメント及び石灰安定処理の規定 (3) 下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-2-36、表3-2-37の規格に適合するものとする。 ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。 表3-2-36 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格 表3-2-37 安定処理路盤（上層路盤）の品質規格 4. 加熱アスファルト安定処理の規定 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 (1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-38に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	

現 行	改 定	摘要
表3-2-40 マーシャル安定度試験基準値 6. コンクリートの配合基準 コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表3-2-41の規格に適合するものとする。 表3-2-41 コンクリートの配合基準 7. 材料の質量計量誤差 コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表3-2-42の許容誤差の範囲内とする。 表3-2-42 計量誤差の許容値 9. コンクリート舗装の敷均し、締固め規定 受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締固めにあたって、以下の各規定に従わなければならない。 (1) 日平均気温が25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が 4℃以下または、舗設後6日以内に0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。 受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧 第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定によるものとし、第1編1-1-1-4第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。 12. コンクリート舗装のコンクリート養生の規定 (3) 受注者は、養生期間を原則試験によって定めるものとし、その期間は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が配合強度の70%以上となるまでとする。 交通への開放時期は、この養生期間の完了後とする。ただし、設計強度が4. 4MPa未満の場合は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が3. 5MPa以上で交通解放を行うこととする。 後期養生については、その期間中、養生マット等を用いてコンクリート版の表面を隙間なく覆い、完全に湿潤状態になるよう散水しなければならない。 なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難しい場合は、第1編1-1-1-4第1項の施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。 13. 転圧コンクリート舗装の規定 (2) 転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表3-2-38、表 3-2-39に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント	表3-2-38 マーシャル安定度試験基準値 6. コンクリートの配合基準 コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表3-2-39の規格に適合するものとする。 表3-2-39 コンクリートの配合基準 7. 材料の質量計量誤差 コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表3-2-40の許容誤差の範囲内とする。 表3-2-40 計量誤差の許容値 9. コンクリート舗装の敷均し、締固め規定 受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締固めにあたって、以下の各規定に従わなければならない。 (1) 日平均気温が25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が 4℃以下または、舗設後6日以内に0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。 受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧 第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」（日本道路協会、令和6年3月）の規定によるものとし、第1編1-1-1-6第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。 12. コンクリート舗装のコンクリート養生の規定 (3) 受注者は、養生期間を原則試験によって定めるものとし、その期間は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が配合強度の70%以上となるまでとする。 交通への開放時期は、この養生期間の完了後とする。ただし、設計強度が4. 4MPa未満の場合は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が3. 5MPa以上で交通解放を行うこととする。 後期養生については、その期間中、養生マット等を用いてコンクリート版の表面を隙間なく覆い、完全に湿潤状態になるよう散水しなければならない。 なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難しい場合は、第1編1-1-1-6第1項の施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。 13. 転圧コンクリート舗装の規定 (2) 転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表3-2-36、表 3-2-37に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント	

現 行	改 定	摘要
安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。 (4) 受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針（案）4-2配合条件」（日本道路協会、平成2年11月）一般の手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督員の承諾を得なければならない。 示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表3-2-43によるものとする。 表3-2-43 示方配合表 14. コンクリート舗装目地の規定 (9) 注入目地材（加熱施工式）の品質は、表3-2-44を標準とする。 表3-2-44 注入目地材（加熱施工式）の品質 第9節 構造物撤去工 3-2-9-14 骨材再生工 1. 骨材再生工の施工 骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-1-18建設副産物の規定による。 3-2-9-15 運搬処理工 1. 工事現場発生品の規定 工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-1-17工事現場発生品の規定による。 2. 建設副産物の規定 工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-1-18建設副産物の規定による。 第10節 仮設工 3-2-10-5 土留・仮締切工 3. 適用規定 受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準（案）」（国土交通省、平成22年6月）の規定による。 3-2-10-23 足場工 受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。 (4) 受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針（案）4-2配合条件」（日本道路協会、平成2年11月）一般の手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督員の承諾を得なければならない。 示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表3-2-41によるものとする。 表3-2-41 示方配合表 14. コンクリート舗装目地の規定 (9) 注入目地材（加熱施工式）の品質は、表3-2-42を標準とする。 表3-2-42 注入目地材（加熱施工式）の品質 第9節 構造物撤去工 3-2-9-14 骨材再生工 1. 骨材再生工の施工 骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-1-20建設副産物の規定による。 3-2-9-15 運搬処理工 1. 工事現場発生品の規定 工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-1-19工事現場発生品の規定による。 2. 建設副産物の規定 工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-1-20建設副産物の規定による。 第10節 仮設工 3-2-10-5 土留・仮締切工 3. 適用規定 受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準（案）」（国土交通省、令和6年年3月）の規定による。 3-2-10-23 足場工 受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 令和5年12月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	

現 行	改 定	摘要
第12節 工場製作工（共通） 3-2-12-2 材 料 3. 溶接材料 受注者は、溶接材料の使用区分を表3-2-45に従って設定しなければならない。 表3-2-45 溶接材料区分 4. 被覆アーク溶接棒 受注者は、被覆アーク溶接棒を表3-2-46に従って乾燥させなければならない。 表 3-2-46 溶 接 棒 乾 燥 の 温 度 と 時 間 5. サブマージアーク溶接に用いるフラックス 受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表3-2-47に従って乾燥させなければならない。 表3-2-47 フラックスの乾燥の温度と時間 7. 工場塗装工の材料 (4) 受注者は、多液型塗料の可使時間は、表3-2-48の基準を遵守しなければならない。 表3-2-48 多液型塗料の可使時間 3-2-12-3 桁製作工 1. 製作加工 (2) 工 作 ⑦ 受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。 なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-49に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006 %を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。 表3-2-49 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値 (8) 予 熱 受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表3-2-51の条件を満たす場合に限り、表3-2-50により予熱することを標準とする。 なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表3-2-52	第12節 工場製作工（共通） 3-2-12-2 材 料 3. 溶接材料 受注者は、溶接材料の使用区分を表3-2-43に従って設定しなければならない。 表3-2-43 溶接材料区分 4. 被覆アーク溶接棒 受注者は、被覆アーク溶接棒を表3-2-44に従って乾燥させなければならない。 表3-2-44 溶接棒乾燥の温度と時間 5. サブマージアーク溶接に用いるフラックス 受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表3-2-45に従って乾燥させなければならない。 表3-2-45 フラックスの乾燥の温度と時間 7. 工場塗装工の材料 (4) 受注者は、多液型塗料の可使時間は、表3-2-46の基準を遵守しなければならない。 表3-2-46 多液型塗料の可使時間 3-2-12-3 桁製作工 1. 製作加工 (2) 工 作 ⑦ 受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。 なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-47に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006 %を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。 表3-2-47 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値 (8) 予 熱 受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表3-2-49の条件を満たす場合に限り、表3-2-48により予熱することを標準とする。 なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表3-2-50	

現 行	改 定	摘要
とする。 表3-2-50 予熱温度の標準 表3-2-51 予熱温度の標準を適用する場合のP_{CM}の条件 表3-2-52 P_{CM}値と予熱温度の標準 (11) 溶接の検査 ① 受注者は、工場で行う完全溶込み突合せ溶接継手のうち主要部材の突合わせ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表3-2-53に示す1グループごとに1継手の抜取り検査を行わなければならない。 ただし、監督員の指示がある場合には、それによるものとする。 表3-2-53 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率 ② 受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレート¹の溶接部については、表3-2-54に示す非破壊試験に従い行わなければならない。 また、その他の部材の完全溶込みの突合せ溶接継手において、許容応力度を工場溶接の同種の継手と同じ値にすることを設計図書に明示された場合には、継手全長にわたって非破壊試験を行うものとする。 表3-2-54 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率 (12) 欠陥部の補修 受注者は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行うものとする。 補修方法は、表3-2-55に示すとおり行うものとする。これ以外の場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 なお、補修溶接のビードの長さは40mm以上とし、補修にあたっては予熱等の配慮を行うものとする。 表3-2-55 欠陥の補修方法 (13) ひずみとり 受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表3-2-56によるものとする。 表3-2-56 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法	とする。 表3-2-48 予熱温度の標準 表3-2-49 予熱温度の標準を適用する場合のP_{CM}の条件 表3-2-50 P_{CM}値と予熱温度の標準 (11) 溶接の検査 ① 受注者は、工場で行う完全溶込み突合せ溶接継手のうち主要部材の突合わせ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表3-2-51に示す1グループごとに1継手の抜取り検査を行わなければならない。 ただし、監督員の指示がある場合には、それによるものとする。 表3-2-51 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率 ② 受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレート¹の溶接部については、表3-2-52に示す非破壊試験に従い行わなければならない。 また、その他の部材の完全溶込みの突合せ溶接継手において、許容応力度を工場溶接の同種の継手と同じ値にすることを設計図書に明示された場合には、継手全長にわたって非破壊試験を行うものとする。 表3-2-52 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率 (12) 欠陥部の補修 受注者は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行うものとする。 補修方法は、表3-2-53に示すとおり行うものとする。これ以外の場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 なお、補修溶接のビードの長さは40mm以上とし、補修にあたっては予熱等の配慮を行うものとする。 表3-2-53 欠陥の補修方法 (13) ひずみとり 受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表3-2-54によるものとする。 表3-2-54 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法	

現 行	改 定	摘要
2. ボルトナット (1) ボルト孔の径は、表3-2-57に示すとおりとする。 表3-2-57 ボルト孔の径 (2) ボルト孔の径の許容差は、表3-2-58に示すとおりとする。 ただし、摩擦接合の場合は1ボルト群の20%に対しては+1.0mmまで良いものとする。 表3-2-58 ボルト孔の径の許容差 (3) 仮組立て時のボルト孔の精度 ③ 受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表3-2-59のとおりになしなければならない。 表3-2-59 ボルト孔の貫通率及び停止率 3-2-12-8 アンカーフレーム製作工 2. アンカーボルトのねじの種類 ピッチ及び精度 受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表3-2-60によらなければならない。 表3-2-60 ねじの種類、ピッチ及び精度 3-2-12-11 工場塗装工 3. 気温 湿度の条件 受注者は、気温、湿度の条件が表3-2-61の塗装禁止条件に該当する場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督員と協議しなければならない。 表3-2-61 塗装禁止条件 第18節 床版工 3-2-18-2 床版工 1. 鉄筋コンクリート床版 (11) 受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1-1-28後片付け）を行わなければならない。	2. ボルトナット (1) ボルト孔の径は、表3-2-55に示すとおりとする。 表3-2-55 ボルト孔の径 (2) ボルト孔の径の許容差は、表3-2-56に示すとおりとする。 ただし、摩擦接合の場合は1ボルト群の20%に対しては+1.0mmまで良いものとする。 表3-2-56 ボルト孔の径の許容差 (3) 仮組立て時のボルト孔の精度 ③ 受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表3-2-57のとおりにななければならない。 表3-2-57 ボルト孔の貫通率及び停止率 3-2-12-8 アンカーフレーム製作工 2. アンカーボルトのねじの種類 ピッチ及び精度 受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表3-2-58によらなければならない。 表3-2-58 ねじの種類、ピッチ及び精度 3-2-12-11 工場塗装工 3. 気温 湿度の条件 受注者は、気温、湿度の条件が表3-2-59の塗装禁止条件に該当する場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督員と協議しなければならない。 表3-2-59 塗装禁止条件 第18節 床版工 3-2-18-2 床版工 1. 鉄筋コンクリート床版 (11) 受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1-1-32後片付け）を行わなければならない。	

現 行	改 定	摘要
第 4 編 河 川 編 第1章 築堤・護岸 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正） 第2章 浚渫（河川） 第4節 浚渫工（グラブ船） 4-2-4-3 作業船運転工 受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1-1-1-4施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。 (1) 台数 (2) 設置位置等 第3章 樋門・樋管 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正） 国土交通省 河川砂防技術基準（令和5年10月） 国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き（平成10年11月） 国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和5年3月） 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和3年3月） 第4章 水 門	第 4 編 河 川 編 第1章 築堤・護岸 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改正） 第2章 浚渫（河川） 第4節 浚渫工（グラブ船） 4-2-4-3 作業船運転工 受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1-1-1-6施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。 (1) 台数 (2) 設置位置等 第3章 樋門・樋管 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改正） 国土交通省 河川砂防技術基準（令和6年5月） 国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き（平成10年11月） 国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和6年3月） 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和3年3月） 第4章 水 門	

現 行	改 定	摘要
第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正） ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月） 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月） 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和3年3月） 国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説（令和3年2月） 日本道路協会 道路橋支承便覧（平成30年12月）	第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改正） ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月） 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月） 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和3年3月） 国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説（令和3年2月） 日本道路協会 道路橋支承便覧（平成30年12月）	
第5章 堰	第5章 堰	
第1節 適用 5. 適用規定（3） 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和5年3月）の規定による。	第1節 適用 5. 適用規定（3） 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和6年3月）の規定による。	
第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)（基準解説編・施工計画マニュアル編）（平成28年10月） 国土開発技術研究センター ゴム引布製起伏堰技術基準（案）（平成12年10月） 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)（基準解説編・施工計画マニュアル編）（平成28年10月） 国土開発技術研究センター ゴム引布製起伏堰技術基準（案）（平成12年10月） 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改正） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	

現 行	改 定	摘要
日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成30年12月) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成30年12月) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)	
第6章 排水機場	第6章 排水機場	
第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案） (基準解説編・設備計画マニュアル編) (平成28年10月) 国土交通省 仮締切堤設置基準（案） (平成26年12月一部改正) 河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説 (令和2年1月)	第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案） (基準解説編・設備計画マニュアル編) (平成28年10月) 国土交通省 仮締切堤設置基準（案） (令和6年3月一部改正) 河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説 (令和2年1月)	
第7章 床止め・床固め	第7章 床止め・床固め	
第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 国土交通省 仮締切堤設置基準（案） (平成26年12月一部改正)	第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 国土交通省 仮締切堤設置基準（案） (令和6年3月一部改正)	
第5編 砂 防 編	第5編 砂 防 編	
第3章 斜面对策	第3章 斜面对策	
第3節 軽量盛土工 5-3-4-6 アンカー工（プレキャストコンクリート板） 1. PC法枠工の施工 受注者は、PC法枠工の施工については第1編1-1-1-4施工計画書第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。	第3節 軽量盛土工 5-3-4-6 アンカー工（プレキャストコンクリート板） 1. PC法枠工の施工 受注者は、PC法枠工の施工については第1編1-1-1-6施工計画書第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。	

現 行	改 定	摘要
第9節 抑止杭工 5-3-9-1 一般事項 2. 施工計画書 受注者は、杭の施工については第1編1-1-1-4第1項の施工計画書の記載内容に加えて杭の施工順序について、施工計画書に記載しなければならない。 第6編 ダ ム 編 第2章 フィルダム 第3節 掘削工 6-2-3-2 掘削分類 掘削は、以下の2種類に分類し、その判定は監督員が行うものとする。 (1) 土石掘削 (2) 岩石掘削 ただし、第6編6-2-2-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理の4項に示す仕上げ掘削は、岩石掘削に含むものとする。 第7編 道 路 編 第1章 道路改良 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説 (平成29年3月) 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成24年5月) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月) 日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月) 日本道路協会 道路土工盛土工指針 (平成22年4月) 日本道路協会 道路土工擁壁工指針 (平成24年7月) 日本道路協会 道路土工カルバート工指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工仮設構造物工指針 (平成11年3月)	第9節 抑止杭工 5-3-9-1 一般事項 2. 施工計画書 受注者は、杭の施工については第1編1-1-1-6第1項の施工計画書の記載内容に加えて杭の施工順序について、施工計画書に記載しなければならない。 第6編 ダ ム 編 第2章 フィルダム 第3節 掘削工 6-2-3-2 掘削分類 掘削は、以下の2種類に分類し、その判定は監督員が行うものとする。 (1) 土石掘削 (2) 岩石掘削 ただし、第6編6-2-3-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理の4項に示す仕上げ掘削は、岩石掘削に含むものとする。 第7編 道 路 編 第1章 道路改良 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説 (平成29年3月) 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成24年5月) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月) 日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月) 日本道路協会 道路土工盛土工指針 (平成22年4月) 日本道路協会 道路土工擁壁工指針 (平成24年7月) 日本道路協会 道路土工カルバート工指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工仮設構造物工指針 (平成11年3月)	

現 行	改 定	摘 要
全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻 (平成12年9月) 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針 (平成25年10月) 日本道路協会 落石対策便覧 (平成29年12月) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月) 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成25年12月) 土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法 設計・施工マニュアル (平成26年8月) 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月) 日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月) 日本建設機械施工協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編） (平成16年12月) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編） (平成16年12月) 日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－ (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成29年11月) 第7節 擁壁工 7-1-7-1 一般事項 2. 適用規定 受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工－擁壁工指針 5-11・6-10 施工一般」（日本道路協会、平成24年7月）及び「土木構造物標準設計 第2巻解説書4. 3施工上の注意事項」（全日本建設技術協会、平成12年9月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 第2章 舗装 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月) 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (平成28年3月) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月) 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月) 日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月) 日本道路協会 道路反射鏡設置指針 (昭和55年12月)	(削除) 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針 (平成25年10月) 日本道路協会 落石対策便覧 (平成29年12月) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月) 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成25年12月) 土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法 設計・施工マニュアル (平成26年8月) 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月) 日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月) 日本建設機械施工協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編） (平成16年12月) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編） (平成16年12月) 日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－ (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成29年11月) 第7節 擁壁工 7-1-7-1 一般事項 2. 適用規定 受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工－擁壁工指針 5-11・6-10 施工一般」（日本道路協会、平成24年7月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 第2章 舗装 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月) 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (平成28年3月) 日本道路協会 舗装再生便覧 (令和6年3月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月) 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月) 日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月) 日本道路協会 道路反射鏡設置指針 (昭和55年12月)	

現 行	改 定	摘 要
国土交通省 防護柵の設置基準の改定について (平成16年3月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧 (令和3年3月) 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和2年6月) 日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説 (昭和60年9月) 日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年3月) 建設省 道路附属物の基礎について (昭和50年7月) 日本道路協会 舗装試験法便覧 別冊 (平成8年10月) 日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成8年度版) (平成8年10月) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月) 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月) 土木学会 舗装標準示方書[2023年制定] (令和5年10月) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針 (案) とその解説－ (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月) 日本道路協会 舗装の長期保証制度に関するガイドブック (令和3年3月) 日本道路協会 舗装種別選定の手引き (令和3年12月)	国土交通省 防護柵の設置基準の改定について (平成16年3月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧 (令和3年3月) 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和2年6月) 日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説 (昭和60年9月) 日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年3月) 建設省 道路附属物の基礎について (昭和50年7月) 日本道路協会 舗装試験法便覧 別冊 (平成8年10月) 日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成8年度版) (平成8年10月) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月) 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月) 土木学会 舗装標準示方書[2023年制定] (令和5年10月) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針 (案) とその解説－ (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月) 日本道路協会 舗装の長期保証制度に関するガイドブック (令和3年3月) 日本道路協会 舗装種別選定の手引き (令和3年12月)	
第6章 トンネル（N A T M） 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 建設省 道路トンネル技術基準 (平成元年5月) 日本道路協会 道路トンネル技術基準（構造編）・同解説 (平成15年11月) 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (令和元年9月) 土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説 [2016年制定] (平成28年8月) 土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説 [2016年制定] (平成28年8月) 土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 [2016年制定] (平成28年8月) 日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針 (平成21年2月) 建設省 道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様 (昭和43年12月) 国土交通省 道路トンネル非常用施設設置基準 (平成31年3月) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月)		
第6章 トンネル（N A T M） 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 建設省 道路トンネル技術基準 (平成元年5月) 日本道路協会 道路トンネル技術基準（構造編）・同解説 (平成15年11月) 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (令和元年9月) 土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説 [2016年制定] (平成28年8月) 土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説 [2016年制定] (平成28年8月) 土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 [2016年制定] (平成28年8月) 日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針 (平成21年2月) 建設省 道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様 (昭和43年12月) 国土交通省 道路トンネル非常用施設設置基準 (平成31年3月) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月)		

現 行	改 定	摘 要
日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月) 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定） (令和3年4月) 日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針 (平成8年10月) 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (令和2年7月) 日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－ (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月) 厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン (平成30年1月) 第6節 インバート工 7-6-6-4 インバート本体工 5. 適用規定 インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-23施工管理第8項の規定による。 第14章 道路維持 第1節 適 用 5. 臨機の措置 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-41臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月) 日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和54年2月) 日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧（本体工編） (令和2年8月) 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (平成28年3月) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)	日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月) 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定） (令和3年4月) 日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針 (平成8年10月) 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (令和2年7月) 日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－ (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月) 厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン (令和6年3月) 第6節 インバート工 7-6-6-4 インバート本体工 5. 適用規定 インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-26施工管理第8項の規定による。 第14章 道路維持 第1節 適 用 5. 臨機の措置 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-45臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月) 日本道路協会 舗装再生便覧 (令和6年3月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月) 日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和54年2月) 日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧（本体工編） (令和2年8月) 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (平成28年3月) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)	

現 行	改 定	摘要
日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月) 日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧 (付属施設編) (平成28年11月) 日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー－道路デザイン指針 (案) とその解説－ (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月) 第4節 舗装工 7-14-4-7 路上再生工 1. 路上路盤再生工 (3) 最大乾燥密度 受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「G021 砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。 2. 路上表層再生工 (2) 室内配合 ① 受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-23マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。 (3) 現場配合 受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-23マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。 第15章 雪 寒 第3節 除雪工 7-15-3-1 一般事項 2. 施工計画書 除雪工においては、施工計画書へ以下に示す事項を記載しなければならない。 なお、第1編1-1-1-4施工計画書第1項において規定している計画工程表については、記載しなくてよいものとする。 (1) 情報連絡体制（氏名、職名及び連絡方法）	日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月) 日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧 (付属施設編) (平成28年11月) 日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー－道路デザイン指針 (案) とその解説－ (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月) 第4節 舗装工 7-14-4-7 路上再生工 1. 路上路盤再生工 (3) 最大乾燥密度 受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「F007 突固め試験方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。 2. 路上表層再生工 (2) 室内配合 ① 受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-21マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。 (3) 現場配合 受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-21マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。 第15章 雪 寒 第3節 除雪工 7-15-3-1 一般事項 2. 施工計画書 除雪工においては、施工計画書へ以下に示す事項を記載しなければならない。 なお、第1編1-1-1-6施工計画書第1項において規定している計画工程表については、記載しなくてよいものとする。 (1) 情報連絡体制（氏名、職名及び連絡方法）	

現 行	改 定	摘要																																																																		
(2) 機械配置計画 第16章 道路修繕 第1節 適 用 5. 臨機の措置 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-41臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 <table><tr><td>日本道路協会</td><td>道路維持修繕要綱</td><td>(昭和53年7月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>鋼道路橋防食便覧</td><td>(平成26年3月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>舗装調査・試験法便覧</td><td>(平成31年3月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>舗装再生便覧</td><td>(平成22年11月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋補修便覧</td><td>(昭和54年2月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>舗装施工便覧</td><td>(平成18年2月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>舗装の構造に関する技術基準・同解説</td><td>(平成13年9月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>舗装設計施工指針</td><td>(平成18年2月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>舗装設計便覧</td><td>(平成18年2月)</td></tr><tr><td>日本みち研究所</td><td>補訂版 道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－</td><td>(平成29年11月)</td></tr><tr><td>日本みち研究所</td><td>景観に配慮した道路付属物等ガイドライン</td><td>(平成29年11月)</td></tr></table> 第24節 橋脚巻立て工 7-16-24-4 RC橋脚鋼板巻立て工 27. 騒音と粉じん 受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-30環境対策の規定によらなければならない。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 7-16-24-5 橋脚コンクリート巻立て工 6. 騒音と粉じん対策 施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1-1-1-30環境対策の規定による。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議す	日本道路協会	道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)	日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)	日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成31年3月)	日本道路協会	舗装再生便覧	(平成22年11月)	日本道路協会	道路橋補修便覧	(昭和54年2月)	日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年2月)	日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)	日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年2月)	日本道路協会	舗装設計便覧	(平成18年2月)	日本みち研究所	補訂版 道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－	(平成29年11月)	日本みち研究所	景観に配慮した道路付属物等ガイドライン	(平成29年11月)	(2) 機械配置計画 第16章 道路修繕 第1節 適 用 5. 臨機の措置 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-45臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 <table><tr><td>日本道路協会</td><td>道路維持修繕要綱</td><td>(昭和53年7月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>鋼道路橋防食便覧</td><td>(平成26年3月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>舗装調査・試験法便覧</td><td>(平成31年3月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>舗装再生便覧</td><td>(令和6年3月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋補修便覧</td><td>(昭和54年2月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>舗装施工便覧</td><td>(平成18年2月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>舗装の構造に関する技術基準・同解説</td><td>(平成13年9月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>舗装設計施工指針</td><td>(平成18年2月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>舗装設計便覧</td><td>(平成18年2月)</td></tr><tr><td>日本みち研究所</td><td>補訂版 道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－</td><td>(平成29年11月)</td></tr><tr><td>日本みち研究所</td><td>景観に配慮した道路付属物等ガイドライン</td><td>(平成29年11月)</td></tr></table> 第24節 橋脚巻立て工 7-16-24-4 RC橋脚鋼板巻立て工 27. 騒音と粉じん 受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-34環境対策の規定によらなければならない。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 7-16-24-5 橋脚コンクリート巻立て工 6. 騒音と粉じん対策 施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1-1-1-34環境対策の規定による。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議す	日本道路協会	道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)	日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)	日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成31年3月)	日本道路協会	舗装再生便覧	(令和6年3月)	日本道路協会	道路橋補修便覧	(昭和54年2月)	日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年2月)	日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)	日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年2月)	日本道路協会	舗装設計便覧	(平成18年2月)	日本みち研究所	補訂版 道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－	(平成29年11月)	日本みち研究所	景観に配慮した道路付属物等ガイドライン	(平成29年11月)	
日本道路協会	道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)																																																																		
日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)																																																																		
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成31年3月)																																																																		
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成22年11月)																																																																		
日本道路協会	道路橋補修便覧	(昭和54年2月)																																																																		
日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年2月)																																																																		
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)																																																																		
日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年2月)																																																																		
日本道路協会	舗装設計便覧	(平成18年2月)																																																																		
日本みち研究所	補訂版 道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－	(平成29年11月)																																																																		
日本みち研究所	景観に配慮した道路付属物等ガイドライン	(平成29年11月)																																																																		
日本道路協会	道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)																																																																		
日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)																																																																		
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成31年3月)																																																																		
日本道路協会	舗装再生便覧	(令和6年3月)																																																																		
日本道路協会	道路橋補修便覧	(昭和54年2月)																																																																		
日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年2月)																																																																		
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)																																																																		
日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年2月)																																																																		
日本道路協会	舗装設計便覧	(平成18年2月)																																																																		
日本みち研究所	補訂版 道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－	(平成29年11月)																																																																		
日本みち研究所	景観に配慮した道路付属物等ガイドライン	(平成29年11月)																																																																		

現 行	改 定	摘要
るものとする。 第8編 公園緑地編 第1章 基盤整備 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 (追加) (追加) 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年7月) 日本道路協会 道路土工－施工指針 (平成21年6月) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年 6月) 日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針 (平成24年 8月) 日本道路協会 道路土工－盛土工指針 (平成22年 4月) 日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針 (平成21年 6月) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年 7月) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年 3月) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年 3月) 日本緑化センター 植栽基盤整備技術マニュアル (平成25年12月) 土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月) 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成25年12月) 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月) (追加) 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年 5月) 国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成27年3月) 建設省 都市緑化における下水汚泥の施用指針 (平成 7年 9月) 国土開発技術研究センター 河川土工マニュアル (平成 21年 4月) 土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル(平成24年度版) (平成25年12月) 全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻－擁壁工－ (平成12年 9月)	るものとする。 第8編 公園緑地編 第1章 基盤整備 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編 (令和3 年5 月) 日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編 (令和3 年7 月) 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年7月) 日本道路協会 道路土工－施工指針 (平成21年6月) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年 7月) 日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針 (平成24年 9月) 日本道路協会 道路土工－盛土工指針 (平成22年 5月) 日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針 (平成21 年7月) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年 9月) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年 4月) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年 3月) 日本緑化センター 植栽基盤整備技術マニュアル (平成25年 12月) 土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニユア (平成26年8月) 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成25年12月) 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月) 国土交通省 道路土工構造物技術基準・同解説 (平成29年3月) 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年11月) (削除) 建設省 都市緑化における下水汚泥の施用指針 (平成 7年 9月) 国土開発技術研究センター 河川土工マニュアル (平成 21年 4月) 土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル(平成24年度版) (平成25年12月) 全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻－擁壁工－ (平成12年 9月)	

現 行			改 定			摘要
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準 ・同解説	(平成25年5月)	地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準 ・同解説	(平成25年5月)	
全国特定法面保護協会	のり枠工の設計施工指針	(平成25年10月)	全国特定法面保護協会	のり枠工の設計施工指針	(平成25年10月)	
国土交通省	土木構造物設計マニュアル(案)[土木構造物・橋梁編]	(平成11年11月)	国土交通省	土木構造物設計マニュアル(案)[土木構造物・橋梁編]	(平成11年11月)	
国土交通省	土木構造物設計マニュアル(案)に係わる 設計・施工の手引き(案)[ボックスカルバート・擁壁編]	(平成11年11月)	国土交通省	土木構造物設計マニュアル(案)に係わる 設計・施工の手引き(案)[ボックスカルバート・擁壁編]	(平成11年11月)	
国土交通省	土木構造物設計マニュアル(案)[樋門編]	(平成13年12月)	国土交通省	土木構造物設計マニュアル(案)[樋門編]	(平成13年12月)	
国土交通省	土木構造物設計マニュアル(案)に係わる 設計・施工の手引き(案)(樋門編)	(平成13年12月)	国土交通省	土木構造物設計マニュアル(案)に係わる 設計・施工の手引き(案)(樋門編)	(平成13年12月)	
国土交通省	建設汚泥処理土利用技術基準	(平成18年 6月)	国土交通省	建設汚泥処理土利用技術基準	(平成18年 6月)	
国土交通省	発生土利用基準	(平成18年 8月)	国土交通省	発生土利用基準	(平成18年 8月)	
国土交通省	東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に 関する技術的指針	(平成24年3月)	国土交通省	東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に 関する技術的指針	(平成24年3月)	
第10節 公園施設等撤去・移設工			第10節 公園施設等撤去・移設工			
8-1-10-4 樹木伐採・抜根工			8-1-10-4 樹木伐採・抜根工			
1. 受注者は、高木伐採、中低木伐採 枯損木処理 の施工については、樹木の幹を現況地盤際で切断し、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に 提出 するとともにその内容を 説明 しなければならない。			1. 受注者は、高木伐採、中低木伐採の施工については、樹木の幹を現況地盤際で切断し、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に 提出 しなければならない。			
2. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に 提出 するとともにその内容を 説明 しなければならない。			2. 受注者は、高木抜根、中低木抜根の施工については、根株を切断、掘取りのうえ撤去し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋戻さなければならない。また、掘り取った根株は建設発生木材として処分しなければならない。			
3. 受注者は、高木抜根、中低木抜根の施工については、根株を切断、掘取りのうえ撤去し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋戻さなければならない。			3. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に 提出 しなければならない。			
第2章 植 栽			第2章 植 栽			
第2節 適用すべき諸基準			第2節 適用すべき諸基準			
受注者は、 設計図書 において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。なお、基準類と 設計図書 に相違がある場合は、原則として 設計図書 の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と 協議 しなければならない。			受注者は、 設計図書 において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。なお、基準類と 設計図書 に相違がある場合は、原則として 設計図書 の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と 協議 しなければならない。			
	(追加)		日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編			(令和3 年5 月)
	(追加)		日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編			(令和3 年7 月)
日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書	(令和元年8月)	日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書	(令和元年8月)	
日本緑化センター	公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説	(平成21年 2月)	日本緑化センター	公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説	(平成21年 2月)	
建設省	都市緑化における下水汚泥の施用指針	(平成 7年 9月)	建設省	都市緑化における下水汚泥の施用指針	(平成 7年 9月)	
日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説	(平成28年3月)	日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説	(平成28年3月)	

現 行	改 定	摘要
(追加) 第3節 植栽工 8-2-3-2 材料 8. 薬剤は、病虫害・雑草の防除及び植物の生理機能の増進または抑制のため、あるいはこれらの展着剤として使用するもので、下記の事項に適合したものとする。 (1) 薬剤は、農薬取締法（平成30年、法律第53号）に基づくものでなければならない。 第3章 緑地育成 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編 （令和 3 年 5 月） 日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編 （令和 3 年 7 月） 日本造園学会 造園工事総合示方書 技術解説編 （平成 27 年 5 月） 日本造園建設業協会 公園・緑地樹木剪定ハンドブック （令和元年 1 月） 環境省 公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル （令和 2 年 5 月） 森林総合研究所 放置竹林の把握と効率的な駆除技術 （平成 30 年 2 月） 公園・緑地維持管理研究会 改訂 5 版公園・緑地の維持管理と積算 （平成 28 年 12 月） 造園修景積算研究会 造園修景積算マニュアル （令和元年 4 月） (追加) 第5節 樹木育成工 8-3-5-3 病虫害防除工 (4) 薬剤施用に使用する薬剤の取り扱いについては、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）等の関係法令等を遵守するとともに、メーカーなどで定める使用方法に従って適正に行わなければならない。 第6節 芝生地育成工 8-3-6-2 材料 1. 受注者は、芝生地育成工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の確認を受けなければならない。なお、薬剤については農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づくものでなければならない。 第4章 施設整備	国土交通省 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）（平成29年9月） 第3節 植栽工 8-2-3-2 材料 8. 薬剤は、病虫害・雑草の防除及び植物の生理機能の増進または抑制のため、あるいはこれらの展着剤として使用するもので、下記の事項に適合したものとする。 (1) 薬剤は、農薬取締法（令和5 年5 月改正 法律第36 号）に基づくものでなければならない。 第3章 緑地育成 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編 （令和 3 年 5 月） 日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編 （令和 3 年 7 月） 日本造園学会 造園工事総合示方書 技術解説編 （平成 27 年 5 月） 日本造園建設業協会 公園・緑地樹木剪定ハンドブック （令和元年 1 月） 環境省 公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル （令和 2 年 5 月） 森林総合研究所 放置竹林の把握と効率的な駆除技術 （平成 30 年 2 月） 公園・緑地維持管理研究会 改訂 5 版公園・緑地の維持管理と積算 （平成 28 年 12 月） 造園修景積算研究会 造園修景積算マニュアル （令和元年 4 月） 国土交通省 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）（平成 29 年 9 月）	

現 行	改 定	摘 要
第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 (追加) (追加) 国土交通省 都市公園移動等円滑化基準 (平成18年12月) 国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】 (令和4年3月) 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年7月) 日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり改訂版 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂版）の解説 (平成29年3月) 国土技術政策総合研究所 防災公園計画・設計・管理運営ガイドライン (改訂第2版) (平成29年9月) 国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版） (平成26年 6月) 国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設) (平成26年 6月) 日本公園施設業協会 遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S-2014 (平成26年 6月) (追加) 文部科学省・国土交通省 プールの安全標準指針 (平成19年 3月) (追加) 日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説2019版 (令和元年9月) 日本電気協会 内線規程 (平成28年9月) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年7月) 全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻 (平成12年 9月) 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成 4年12月) インターロッキングブロック協会 インターロッキングブロック舗装設計施工要領 (平成29年 3月) 日本道路協会 視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説 (昭和60年 9月) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年12月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年4月) 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月) 日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月) 日本道路協会 道路反射鏡設置指針 (昭和55年12月) 国土交通省 防護柵の設置基準の改定について (平成16年 3月)	第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編 (令和3 年5 月) 日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編 (令和3 年7 月) 国土交通省 都市公園移動等円滑化基準 (平成24 年3月) 国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】 (令和4年3月) 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年7月) 日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり令和6年版 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂第2版）の解説 (令和6年6月) 国土技術政策総合研究所 防災公園計画・設計・管理運営ガイドライン (改訂第2版) (平成29年9月) 国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版） (令和6 年6 月) 国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設) (令和6 年6 月) 日本公園施設業協会 遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S-2024 (令和6 年4 月) 国土交通省 みんなが遊べる、みんなで育てる 都市公園の遊び場づくり参考事例集 (令和6 年4 月) 文部科学省・国土交通省 プールの安全標準指針 (平成19年 3月) 空気調和・衛生工学会 空気調和・衛生工学便覧 給排水衛生設備編 (平成22 年2 月) 日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説(前編) (令和元年9月) 日本電気協会 内線規程 第14 版 (令和4年12月) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年7月) 全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻 (平成12年 9月) 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成 4年12月) インターロッキングブロック協会 インターロッキングブロック舗装設計施工要領 (平成29年 3月) 日本道路協会 視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説 (昭和60年 9月) 日本道路協会 令和7 年版 舗装再生便覧 (令和7 年3 月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年4月) 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月) 日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月) 日本道路協会 道路反射鏡設置指針 (昭和55年12月) 国土交通省 防護柵の設置基準の改定について (平成16年 3月)	

現 行	改 定	摘 要
日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧 (令和3年3月) 日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年10月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月) 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和2年4月) 建設省 道路附属物の基礎について (昭和50年 7月) 日本道路協会 駐車場設計・施工指針・同解説 (平成 4年11月) 全日本建設技術協会 土木工事安全施工技術指針 (平成22年 4月) 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年 1月) 日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成8年10月) (追加) (追加) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年 2月) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年 9月) 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年 2月) 日本道路協会 自転車道等の設計基準解説 (昭和49年10月) (追加) 土木学会 舗装標準示方書 (平成27年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) [2017 年制定] (2018年 3月) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) [2017 年制定] (2018年3月) 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 [2012 年版] (平成 24年6月) 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成 14年7月 31日) (追加) 建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について (昭和 61年6月) 第3節 給水設備工 8-4-3-1 一般事項 2. 受注者は、給水設備工の施工については、設計図書において特に定めのない事項については国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第2編第2章配管工事及び第5編第2章第2節給排水衛生機器の規定による。 8-4-3-5 循環設備工 1. 受注者は、循環設備工の施工については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編、電気設備工事編）の規定による。 8-4-3-7 消火栓工 1. 消火栓の施工については、設計図書によるものとする。なお、特に定めのない事項については、国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第5編給排水衛生設備工事の規	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧 (令和3年3月) 日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年10月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月) 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和2年4月) 建設省 道路附属物の基礎について (昭和50年 7月) 日本道路協会 駐車場設計・施工指針・同解説 (平成 4年11月) 国土交通省 土木工事安全施工技術指針 (令和4 年2 月) 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年 1月) 日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成8年10月) 日本道路協会 透水性舗装ガイドブック 2 0 0 7 (平成19 年3 月) 日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18 年2 月) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年 2月) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年 9月) 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年 2月) 日本道路協会 自転車道等の設計基準解説 (昭和49年10月) 日本道路協会 自転車利用環境整備のためのキーポイント (平成25年6月) 土木学会 舗装標準示方書 2023 年制定 (令和5 年10 月) 土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) [2023 年制定] (2023年 9月) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) [2022 年制定] (2023年3月) 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成 24年6月) 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成 14年7月 31日) 国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について (平成 14年7月 31日) 建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について (昭和 61年6月) 第3節 給水設備工 8-4-3-1 一般事項 2. 受注者は、給水設備工の施工については、設計図書において特に定めのない事項については「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版」（国土交通省、令和7年3月）第2編第2章配管工事及び第5編第2章第2節給排水衛生機器の規定による。 8-4-3-5 循環設備工 1. 受注者は、循環設備工の施工については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7 年版」（国土交通省、令和7 年3 月）、及び「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7 年版」（国土交通省、令和7 年3 月）の規定による。 8-4-3-7 消火栓工 1. 消火栓の施工については、設計図書によるものとする。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7 年版」（国土交通省、令和7年3月）	

現 行	改 定	摘要
定による。 第6節 電気設備工 8-4-6-1 一般事項 2. 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省、平成28年3月）及び「公共建築工事標準仕様書（電気通信設備工事）」（国土交通省、平成28年3月）の規定による。 第7節 園路広場整備工 8-4-7-2 材料 2. 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省、平成28年3月）10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規格に基づき試験を実施する。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 8. 施設仕上り工の材料については、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省、平成28年3月）10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規定による。 第11節 管理施設整備工 8-4-11-6 井戸工 1. さく井の施工については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第7編さく井設備工事の規定による。 3. 受注者は、井戸設備の施工については、設計図書によるものとする。なお、特に定めのない事項については、国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編、電気設備工事編）の規定による。 第12節 建築施設組立設置工 8-4-12-1 一般事項 2. 建築施設組立設置工の組立設置については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、国土交通省公共建築工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）の規定による。 第13節 施設仕上り工 8-4-13-2 材料 1. 施設仕上り工の材料については、国土交通省公共建築工事標準仕様書（建築工事編）10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規定による。	第5編給排水衛生設備工事の規定による。 第6節 電気設備工 8-4-6-1 一般事項 2. 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7 年版」（国土交通省、令和7 年3 月）及び「電気通信設備工事共通仕様書令和7 年版」（国土交通省、令和7 年3 月）の規定による。 第7節 園路広場整備工 8-4-7-2 材料 2. 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」（国土交通省、令和7年3月）10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規格に基づき試験を実施する。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 8. 施設仕上り工の材料については、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7 年版」（国土交通省、令和7年3月）10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規定による。 第11節 管理施設整備工 8-4-11-6 井戸工 1. さく井の施工については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版」（国土交通省、令和7年3月）第7編さく井設備工事の規定による。 3. 受注者は、井戸設備の施工については、設計図書によるものとする。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版」（国土交通省、令和7年3月）、及び「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7 年版」（国土交通省、令和7年3月）の規定による。 第12節 建築施設組立設置工 8-4-12-1 一般事項 2. 建築施設組立設置工の組立設置については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」（国土交通省、令和7年3月）、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版」（国土交通省、令和7年3月）、及び「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版」（国土交通省、令和7年3月）の規定による。 第13節 施設仕上り工 8-4-13-2 材料 1. 施設仕上り工の材料については、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事」（国土交通省、令和7年3月）の規定	

現 行	改 定	摘 要
8-4-13-3 塗装仕上げ工 1. 素地ごしらえ、合成樹脂調合ペイント塗り、溶剤形ビニル系塗料塗り、オイルステインワニス塗り、塗材仕上げについては国土交通省公共建築工事標準仕様書（建築工事編）第18章塗装工事の規定による。 8-4-13-4 加工仕上げ工 1. 石材加工仕上げ、コンクリート加工仕上げについては国土交通省公共建築工事標準仕様書（建築工事編）10章石工事、15章左官工事の規定による。 8-4-13-5 左官仕上げ工 1. 化粧目地切り、コンクリート仕上げ、モルタル仕上げ、タイル下地モルタル塗りについては、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省、平成28年3月）15章左官工事の規定による。 8-4-13-6 タイル仕上げ工 1. タイル張り仕上げについては、国土交通省公共建築工事標準仕様書（建築工事編）11章タイル工事の規定による。	による。 8-4-13-3 塗装仕上げ工 1. 素地ごしらえ、合成樹脂調合ペイント塗り、溶剤形ビニル系塗料塗り、オイルステインワニス塗り、塗材仕上げについては「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」（国土交通省、令和7年3月）第18章塗装工事の規定による。 8-4-13-4 加工仕上げ工 1. 石材加工仕上げ、コンクリート加工仕上げについては「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版10章石工事、15章左官工事」（国土交通省、令和7年3月）の規定による。 8-4-13-5 左官仕上げ工 1. 化粧目地切り、コンクリート仕上げ、モルタル仕上げ、タイル下地モルタル塗りについては、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」（国土交通省、令和7年3月）15章左官工事の規定による。 8-4-13-6 タイル仕上げ工 1. タイル張り仕上げについては、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」（国土交通省、令和7年3月）11章タイル工事の規定による。	
第5章 グラウンド・コート整備		
第2節 適用すべき諸基準		
受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。		
(追加)		
(追加)		
日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年度版) (令和元年 7 月)		
日本道路協会 道路土工要綱 (平成 21 年 6 月)		
日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書同解説 (平成 4 年 12 月)		
日本道路協会 道路土工-擁壁工指針 (平成 24 年 7 月)		
日本道路協会 道路土工-カルバート工指針 (平成 22 年 3 月)		
日本道路協会 道路土工-仮設構造物工指針 (平成 11 年 3 月)		
日本道路協会 舗装再生便覧 (平成 22 年度版) (平成 22 年 11 月)		
日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成 19 年 6 月)		
日本道路協会 舗装施工便覧 (平成 18 年 2 月)		
日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成 8 年度版) (平成 8 年 10 月)		
(追加)		
土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) [2017 年制定] (2018 年 3 月)		

現 行	改 定	摘要
土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) [2017 年 制 定] (2018年3月) 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 [2012 年 版] (平成24年6月) 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14 年 7 月 31 日) (追加) 建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について (昭和61 年 6 月) 全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2 巻 (平成12 年 9 月) (追加) 日本体育施設協会 屋外体育施設の建設指針 平成29 年改訂版 (平成29 年 5 月) 日本テニス協会 テニスコートの建設マニュアル (平成 7 年 11 月) 日本運動施設建設業協会 グラウンド・コート舗装施工指針 第2 版 (平成26 年 1 月)	土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) [2022年 制 定] (2023年3月) 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成24年6月) 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14 年 7 月 31 日) 国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について (平成14 年 7 月 31 日) 建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について (昭和61 年 6 月) 全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2 巻 (平成12 年 9 月) 日本スポーツ施設協会 屋外スポーツ施設の建設指針 (令和7 年 3 月) (削除) 日本テニス協会 テニスコートの建設マニュアル (平成 7 年 11 月) 日本運動施設建設業協会 グラウンド・コート舗装施工指針第3 版 (令和 2 年 7 月)	
第6章 自然育成 第2節 適用すべき諸基準類 受託者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。	第6章 自然育成 第2節 適用すべき諸基準類 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編 (令和 3 年 5 月) 日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編 (令和 3 年 7 月) 国土交通省 緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項 (都市緑地法運用指針 参考資料) (平成23 年 10 月) 環境省 自然公園等施設技術指針 (令和 4 年 3 月) 農林水産省 水田生態系の保全に視点を おいた整備技術の解説書 (平成23 年 3 月) 農林水産省 水田生態系の保全技術ガイドブック (平成28 年 3 月)	